

第 6 回 野 田 村 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 12 月 10 日（火） 開会
令和 6 年 12 月 13 日（金） 閉会

野 田 村 議 会

令和6年12月 第6回野田村議会定例会会議録（第1号）			
招集年月日	令和6年12月10日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和6年12月10日（火） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和6年12月10日（火） 11時26分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	5	中 川 昇	
	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小 田 祐 士
	副 村 長	中 村 剛
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長	小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	小 谷 地 鉄 也
	書 記	中 居 正 美
	書 記	小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり	
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

第6回野田村議会定例会会議録（令和6年12月）第1号

令和6年12月10日

（開会10時01分）

議長 これより、本日をもって招集されました第6回野田村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長 これより日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第117条の規定により、当職より指名いたします。

会議録署名議員に、5番 中川昇君、6番 小野寺豊君、7番 前川安男君、以上3名を指名いたします。

議長 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、お手元に配付しております「議会運営委員会調査報告書」のとおり、本日より13日までの4日間とされるよう答申がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日より13日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より13日までの4日間と決定いたしました。

議長 お諮りいたします。

議案調査等のため、明11日は、休会としたいと存じますが、これに、ご異議ありませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、11日は、休会とすることに決定いたしました。

議 長 次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。
村長から提出されました案件は、報告1件、承認1件及び議案12件であります。
監査委員からは、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査の結果報告」が提出されております。
閉会中の動向につきましては、その概要を取りまとめた「閉会中の議長諸般報告書」のとおりであります。
諸会議の資料は事務局に保管してありますので、後ほど、ご覧いただきたいと存じます。

議 長 次に、日程第4、請願第3号及び請願第4号を議題といたします。
請願第3号及び請願第4号は、総務教民常任委員会へ付託いたします。

議 長 次に、日程第5、報告第1号から、日程第18、議案第12号までの14件を会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副村長。

副 村 長 提案をいたしました報告1件、承認1件及び議案12件の提案理由についてご説明を申し上げます。
まず、報告第1号「公用車の運行管理瑕疵に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」申し上げます。本件は本年7月24日、村営バスが村道砂子田線を走行中、JA野田支所集出荷場側駐車場から左折しようとして出てきた車両に衝突され、これにより村営バスに乗車していた乗客が顔面を強打したものであり、この事故に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、

同条第2項の規定により報告するものであります。なお公用車の運転につきましては今後更に安全運転指導を徹底し適切な運行に努めてまいりたいと考えております。

次に、承認第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて」申し上げます。この補正予算は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について予算措置を講じるため専決処分をしたものであります。1ページをお開き願います。第1条「歳入歳出予算の補正」は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ653万4,000円を追加し、補正後の予算総額を69億8,540万2,000円としたところであります。款及び項の補正額は、2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

次に、議案第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第7号）」について申し上げます。今回の補正は、野田小学校整備事業、交流物産等複合施設整備事業及び低所得世帯物価高騰臨時給付金（仮称）給付事業等に要する経費に所要の予算措置を講じたほか、給与改定に伴う一般職給与費等の人件費など早急に対応を要するものについて補正しようとするものであります。第1条「歳入歳出予算の補正」は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億2,883万8,000円を追加し、補正後の予算総額を72億1,424万円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。第2条「債務負担行為の補正」につきましては、6ページをお開き願います。「第2表 債務負担行為補正」のとおり戸籍総合システム機器等更新業務ほか2件を追加しようとするものであります。第3条「地方債の補正」につきましては7ページになります。

「第3表 地方債補正」のとおり災害復旧事業を追加し限度額を1,940万円にしようとするとともに村営バス運営事業ほか2件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について申し上げます。今回の補正は、療養給付費等に要する経費のほか、早急に対応を要するものについて補正をしようとするものであります。第1条「歳入歳出予算の補正」は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、補正後の予算総額を5億1,294万5,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

次に、議案第3号「令和6年度野田村簡易水道事業会計補正予算（第2号）」について申し上げます。第2条「業務の予定量の補正」であります。主な建設改良事業の取水及び浄水施設整備事業を50万円増額しようとするもの

であります。第3条「収益的収入及び支出の補正」でありますが、収入の簡易水道事業収益を97万4,000円増額しようとするものであります。第4条「資本的収入及び支出の補正」でありますが、不足する額及び引継金を477万7,000円に改め支出の資本的支出を50万円増額しようとするものであります。第5条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正」でありますが、2ページの職員給与費について167万4,000円増額しようとするものであります。第6条「他会計からの補助金の補正」でありますが、補助を受ける金額を5,039万5,000円に改めようとするものであります。

次に、議案第4号「令和6年度野田村下水道事業会計補正予算（第2号）」について申し上げます。第2条「収益的収入及び支出の補正」でありますが、第1款、公共下水道事業収益を568万7,000円、第2款、農業集落排水事業収益を212万9,000円、第3款、漁業集落排水事業収益を31万8,000円それぞれ増額しようとするものであります。第3条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正」でありますが、2ページになります。職員給与費について12万9,000円増額しようとするものであります。第4条「他会計からの補助金の補正」でありますが、補助を受ける金額を7,590万1,000円に改めようとするものであります。

次に、議案第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について申し上げます。7ページの理由になりますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第6号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。裏面の理由になりますが、この条例は、県の例に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、議案第7号「野田村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。裏面の理由になりますが、この条例は、県の例に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。最終の48ページ、理由になりますが、この条例は、県の例に準じて、一般職の職員等の給料月額、扶養手当の額、寒冷地手当の額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに給料表の号給構成、扶養手当に係る扶養親族の範囲の改定等所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第9号「会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正

する条例」について申し上げます。裏面の理由になりますが、この条例は、県の例に準じて、会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、議案第10号「子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭及び寡婦等医療費給付条例の一部を改正する条例」について申し上げます。裏面の理由になります。この条例は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第11号「交流物産等複合施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」について申し上げます。本案は交流物産等複合施設の指定管理者として、株式会社のだむらを指定しようとするものであります。

次に、議案第12号「財産の取得に関し議決を求めることについて」申し上げます。本案は交流物産等複合施設の用に供するため備品を1,025万2,000円で株式会社寺岡システム青森・八戸営業所から買入れしようとするものであります。

以上で、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 提案理由の説明が終わりました。

議 長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました、報告第1号から議案第12号までの14件のうち、報告第1号から議案第4号、議案第6号から第9号及び第12号を本日審議し、そのほかの議案の審議につきましては、12月13日の会議において行うことにしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号から議案第4号、議案第6号から第9号及び第12号を本日審議し、そのほかの議案等の審議につきましては、12月13日の会議において行うことに決定いたしました。

議 長 それでは、審議を行います。

議 長 報告第1号「公用車の運行管理瑕疵に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」を議題といたします。

議 長 直ちに、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
以上で、報告第1号を終わります。

議 長 次に、承認第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を審議いたします。
専決内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、承認第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて」その内容についてご説明申し上げます。今回の専決処分は10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について早急に予算措置を講じる必要があるため令和6年10月2日に専決処分をしたことから承認を求めるものであります。最初に議案書の12、13ページをお開き願います。15款「県支出金」653万4,000円の増額は、「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費市町村交付金」を措置しております。次に歳出ですが、14、15ページをお開き願います。2款「総務費」653万4,000円の増額は同じく「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費」を措置しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより、本案に対し質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。承認第1号は、原案のとおり承認すること

に、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 1 号「令和 6 年度野田村一般会計補正予算（第 7 号）」を
議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第 1 号「令和 6 年度野田村一般会計補正
予算（第 7 号）」につきましてその予算内容についてご説明いたします。説
明は事項別明細書に従い主な事業につきまして、款項ごとに順を追ってご説
明いたします。

はじめに歳入ですが、14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。
1 款「村税」であります。1 項、村民税の定額減税に伴う個人村民税1,390
万4,000円の減額を計上しております。9 款「地方特例交付金」1,666万1,000
円の増額であります。定額減税減収補填特別交付金等、交付決定に基づき
計上しております。10 款「地方交付税」であります。普通交付税の交付決
定に基づきその差額分の 2 億7,516万4,000円の増額を計上しております。14
款「国庫支出金」4,919万6,000円の増額であります。1 項「国庫負担金」
の漁港施設災害復旧事業費負担金3,524万1,000円の増額。2 項「国庫補助金」
の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,981万9,000円の増額、道路メ
ンテナンス事業費補助金2,148万円の減額等を計上しております。15 款「県支
出金」514万8,000円の増額であります。1 項「県負担金」の子どものため
の教育・保育給付負担金260万1,000円の増額、2 項「県補助金」の生活困窮
者冬季特別対策事業費補助金136万5,000円の増額等を計上しております。16、
17ページをお開き願います。18 款「繰入金」1 億2,812万8,000円の減額であ
りますが、1 項「基金繰入金」の財政調整基金繰入金 2 億3,888万7,000円の
減額、公共施設等整備基金繰入金 1 億1,042万2,000円の増額等を相殺し計上
しております。21 款「村債」2,470万円の増額であります。野田広域漁港整
備事業債260万円の増額、漁港施設災害復旧事業債1,750万円の増額等を計上
しております。

次に、歳出についてご説明いたします。18、19ページをお開き願います。

1 款「議会費」50万1,000円の増額は議員期末手当及び一般職給与費の増額等を計上しております。なお、2 款以降についても給与費等を補正しておりますが、岩手県人事委員会の勧告に基づくものでありますので、以降の説明は省略させていただきます。2 款「総務費」1,709万円の増額であります。1 項「総務管理費」の一般管理経費の行政情報化経費110万6,000円の減額。次に20、21ページの上段になります、三陸鉄道災害復旧事業費負担金192万5,000円の増額、中段付近になります、ふるさと納税経費156万6,000円の増額等を計上しております。次に22、23ページをお開き願います。3 款「民生費」5,921万3,000円の増額であります。1 項「社会福祉費」の生活困窮者冬季特別対策等事業604万円の増額、低所得世帯物価高騰臨時給付金（仮称）給付事業1,955万3,000円の増額、下段になります、2 項「児童福祉費」の保育所運営委託費1,205万5,000円の増額、児童手当596万円の増額、障害児入所等給付費470万円の増額等を計上しております。次に24、25ページをお開き願います。4 款「衛生費」375万9,000円の増額であります。1 項「保健衛生費」の簡易水道事業会計補助金97万4,000円の増額、過年度分出産・子育て応援事業費補助金返還金103万4,000円の増額等を計上しております。6 款「農林水産業費」5,992万7,000円の増額であります。1 項「農業費」の交流物産等複合施設整備事業4,371万4,000円の増額、農業集落事業に係る下水道事業会計補助金212万9,000円の増額、3 項「水産業費」の漁業集落排水事業に係る下水道事業会計補助金31万8,000円の増額。26、27ページをお開き願います。サケ資源回復事業費補助金858万2,000円の増額、広域漁港整備事業負担金267万7,000円の増額等を計上しております。8 款「土木費」765万5,000円の増額であります。4 項「都市計画費」の公共下水道事業に係る下水道事業会計補助金568万7,000円等を増額しております。続きまして28、29ページをお開き願います。9 款「消防費」115万5,000円の増額であります。地震・津波対策緊急強化事業に係る経費を計上しております。10 款「教育費」7,838万6,000円の増額であります。2 項「小学校費」の野田小学校整備事業6,670万8,000円の増額、3 項「中学校費」の岩手県中学校総合体育大会等出場費補助金79万2,000円の増額。31ページの上段になります、教材費350万3,000円の増額等を計上しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。
 質疑ありませんか。
 米田徳一郎君。

米田議員 3 点ほどお尋ねをします。まず21ページ「ふるさと納税経費」の内容につ

いてお尋ねをします。27ページ上段、水産業振興費の「サケ資源回復事業費補助金」の目的と内容についてお尋ねをします。それから29ページ、9款「消防費」災害対策費の「地震・津波対策緊急強化事業」の事業内容について。この3点についてお尋ねをします。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 「ふるさと納税経費」156万6,000円の内容でございますけれども、11月末時点でふるさと納税の寄付額が昨年度1.5倍の実績になってございまして、それに伴って一括代行の委託料を増額するものでございます。以上です。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 米田徳一郎議員のご質問にお答えします。事業の目的でございますが、サケの回帰率向上に効果的とされます、健苗の生産の経費の一部を補助しまして、サケ資源回復のための持続的な水産業の確立を支援してまいりたいと考えております。内容につきましては、サケ資源回復事業の経費、稚魚の大型化、強靱化、移入卵の購入等の経費を補助してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 総務課長。

総務課長 米田徳一郎議員のご質問にお答えします。29ページの「地震・津波対策緊急強化事業」の内容でございます。地震等に起因する津波からの防災対策事業に取り組む事業費の経費に対して補助をするものでございまして、昨年度もこの事業を使って整備しておりますが、県の単独補助ということで事業費の3分の2を県から補助をいただいております。整備の内容につきましては、昨年度、床のマットや折り畳みのリヤカーを整備しましたが、床に敷くマットが県の予算の都合で予定枚数全部を整備できなかったものですから、今回その事業を利用いたしまして整備目標である500人分の計画に対しまして、昨年度350人分、今年度150人分を整備するというもので、今年度で整備が終わるものでございます。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員　再質問させていただきます。21ページの「ふるさと納税経費」1.5倍の納税が見込まれるということですが中身は何を。要するにふるさと納税の返礼品がどういったものなのか。それから、もう一つは歳入計上はしないのかどうかですね。昨年度の1.5倍も見込まれるのに歳入は計上されていないですよ。この予算書には見当たらないので。それから、サケ資源回復の中身ですが、一般財源だけが計上されていますが、これは県補助はないのかどうか。県も取り組まれていると思いますので、その点はいかがでしょうか。この2点について再度お尋ねをします。

議　長　未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長　米田徳一郎議員のご質問にお答えします。まずふるさと納税の返礼品でございますが、今年度は生うにが上位を占めて増えて増加しているものでございます。歳入につきましては、例年通り確定してから歳入を計上する予定にしております。以上です。

議　長　産業振興課長。

産業振興課長　米田議員の再質問にお答えします。事業の財源でございますが、一般財源となっております。県の各種補助等もございますが、そちらの対象外となる事業について適用させていきたいと思っております。柔軟に対応できるように準備して対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議　長　ほかに質疑ありませんか。
小野寺豊君。

小野寺豊議員　15ページ。土木費補助金の「道路メンテナンス事業費補助金」について説明をお願いします。

議　長　地域整備課長。

地域整備課長　小野寺豊議員のご質問にお答えします。「道路メンテナンス事業費補助金」でございますが、こちらは舗装修繕事業等を見込んだ補助金でございますが、国の配分が今年度分なかったことから、今回減額措置したものでございます。以上でございます。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 当初見込んであったと思いますが、どこを予定していたのでしょうか。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまの再質問にお答えします。箇所は根井地区の岩山線になります。昨年度一部実施して今年も継続で実施する予定でしたが、先ほど申し上げた通り配分がなかったものでございます。以上でございます。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 ということは今年できなくて、来年度はその路線を優先的に施工する計画でしょうか。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 ただいまの再質問にお答えします。はい、継続箇所になりますので予算が配分になった都度、継続して実施する予定としております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
山田陽子君。

山田議員 24、25ページ。4款「衛生費」の「リサイクル資源回収事業」ということで、この間、城内地区に設置をするというお話を聞きましたが、この設置の経緯を改めて伺います。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 山田議員のご質問にお答えします。リサイクルの回収場所についてですが、震災前に生涯学習センター付近に設置していたものでございますが、何とか再設置したいということで検討していましたが、なかなか着手できずにいたところでございます。この度、村の所有している建物に空きが出ることから、そこの活用について庁内で協議をいたしまして、これまで設置できていなかったリサイクル回収の場所を再設置したいということで今回設

置することとなったものでございます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 震災前には役場に近い広場脇にあったわけですが、当時はまだ資源ごみ等の分別やそういう事業に対しての住民への啓発も含めて、そういう施設が必要ではないかということで質問や要望をしてきたところですが、震災からだいぶ経っております。当初のものとは違っているような意識もあると思います。あえて十数年も経ったところで設置するというのは、何か改めて新しい機能等を考えているのでしょうか。任意団体で自主的な活動をされている地域や組織が7団体ほどございますが、今回の村の設置の違いは何なのかを改めて伺いたいと思います。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 山田議員の再質問にお答えします。リサイクルの回収については、村内で7地区で実施しておりまして、今回村で設置するステーションについても回収する品目はほぼ同じものを想定しております。今回村で設置することにつきましては、住民から「村でも再設置しないのか」といった声をいただいておりますので、それに対応させていただきたいということが1つでございます。それから昨年度あたりからごみの収集回数等について検討しているなかで、リサイクルの推進についても着手できていなかったところですので、住民の方にとっては地区でやっている場所に1か所プラスして出せる場所という形で選択肢を一つ増やしたいという考えから再設置をしたいと考えているところでございます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 これまでと同じような分別で設置するというようなお話ですが、村として現在の問題をしっかりと捉えながら、紙、スチール空き缶、雑誌類、そのあたりのところの品目だけですよね。せっかく村で設置するのであれば、もっと機能を増やすべきだと思うんですが、これまでと同じであれば、ちょっともったいないなと。せっかく15万円の経費をかけるわけですし、村が主体となるだけのメリットが必要だと思うんですが、その点と、もう一つは村民からの声があったということのようなんですが、自主的な7団体は城内地区から離れているところ、スマイル直売所は別としても大半そ

うなんですけれども、その声というのはどこから上がってきた声なのか。仮にこの地域付近の方々だったとしたら自主的な活動をしている7団体と同じように要請があった時点で「それぞれの所でそういう取り組みをしていくことも大事じゃないの」とお話ししながら進めていくことも大事だったのかなと。そのあたりのところはどのようなことだったのかについても併せて伺います。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 山田議員の再質問にお答えします。まず1つ目のごみの回収品目についてでございますけれども、まずはアルミ缶等の回収から始めまして、議員おっしゃるとおり、他の市町村で様々な物を回収する取り組みを行っている市町村がありますので、そういったところの内容を参考とさせていただきながら、受け入れ先であるとか、それ以外にも資源として活用しているというような例があるかと思いますので、そういったことを参考とさせていただきながら回収できるものを増やしていきたいと考えております。2つ目の住民の方からの声ですけれども、具体的にどこの地区からのというのではないですけれども「前にあったものがあると便利だったよね」といった声も前々からいただいていたようでしたので、今回改めて設置することとさせていただきたいと思っております。今回の設置のお知らせについては、地区で行っている7団体の場所等についても併せて周知をさせていただいて、村内でリサイクルの回収場所を少しでも増やして、ごみ減量化につなげていければと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
中川昇君。

中川昇議員 23ページです「低所得世帯物価高騰臨時給付金（仮称）給付事業」1,955万3,000円計上しております。15ページにある歳入との差は何であるか。15ページは、2項「国庫補助金」の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」1,981万9,000円ですが、この差額は何であるか、そこをお伺いします。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいまご質問のありました「低所得世帯物価高騰臨時給付金（仮称）給付事業」に係る歳入と歳出の金額の差額ということでございました。確か

に差額で26万6,000円ほど差があります。この26万6,000円につきましては、給付金を振り込む際に振込手数料がかかるわけでございますけれども、それにつきましては既定予算の方に充当する形を取っておりましたので、予算書の方には出てきませんが歳入の方だけは見ているということでございます。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 もう1つ伺います。この23ページ「児童手当」596万円と予算計上があります。この内容を聞きたいですが、児童手当拡充の予算なのかどうか。そこを伺います。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいまの「児童手当」のご質問でございます。議員おっしゃる通り、この補正につきましては、本年の10月以降の制度改正に伴うものでございまして、支給対象者の拡大や支給額の変更に伴い補正しようとするものでございます。主な変更点としましては、支給対象を中学生から高校生までとしたことと第3子以降の金額を1万5,000円から3万円にと。そのほかに支払い月を3回から隔月へというものもございしますが、金額につきましては1万5,000円を3万円ということと対象者を増やしたということが補正額の増額の主な理由でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
中川大和君。

中川大和議員 同じく23ページ「生活困窮者冬季特別対策等事業」と「低所得世帯物価高騰臨時給付金（仮称）給付事業」こちらの2つについてですが、給付時期はいつ頃になる予定ですか。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。まず「生活困窮者冬季特別対策等事業」につきまして、いわゆる福祉灯油につきましては、商品券を配布ということを考えておりまして、今月末には準備をいたしまして保健センターで配付したいと考えております。対象者につきましては非課税世帯としており

ますので、その方々へ通知をして取りに来ていただくという形を考えております。もう1点でございます「低所得世帯物価高騰臨時給付金（仮称）給付事業」いわゆる低所得者対策への1世帯3万円というものでございます。こちらにつきましては、対象者への振り込みということを考えておりまして、今後準備をいたしまして給付につきましては来年の1月中旬を目途に準備を進めているというところでございます。以上です。

議 長 ほかにございませんか。
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長 次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議 長 それでは採決いたします。
議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、予算内容のご説明を申し上げます。歳入からご説明いたします。12、13ページをご覧ください。7款「国民健康保険財政調整基金繰入金」2,500万円の増額は、基金からの繰り入れ見込み額を計上しております。次に歳出でございますが、14、15ページをご覧ください。2款「保険給付費」2,262万円の増額は、1項1目、療養給付費1,296万2,000円。2項1目、高額療養費965万8,000円を支出見込額に合わせて計上しております。5款「保健事業費」20万円の増額は特定健康診

査等事務費を支出見込額に合わせて計上しております。8 款「諸支出金」218 万円の増額は、過年度分普通交付金等返還金を支出見込額に合わせて計上しております。以上で、補正予算の内容についての説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第 2 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第 3 号「令和 6 年度野田村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第 3 号「令和 6 年度野田村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきまして、その内容をご説明いたします。
第 2 条、業務の予定量の補正についてご説明いたします。（4）主な建設改良事業の取水及び浄水施設整備事業は変更契約の増額に伴い補正するものであります。次に第 3 条、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。最後のページになりますが10ページをご覧ください。収入からでございます。1 款、簡易水道事業収益の 2 項、営業外収益97万4,000円の増額は 2 目、他会計補助金の増額を計上しております。続いて支出についてご説明いたします。1 款、簡易水道事業費用の 1 項、営業費用97万4,000円の増額は、1 目、原水及び浄水費に報酬70万円の増額、2 目、配水及び給水費に手数料30万円の増額と修繕費112万5,000円の減額、3 目、総係費に給与改定に伴う

費用など109万9,000円を計上しております。次に第4条、資本的収入及び支出の補正についてご説明いたします。こちら最後のページになりますが10ページの下欄になります。資本的支出の1款、資本的支出、1項、建設改良費50万円の増額は、1目、取水及び浄水施設整備費の変更増額分を計上しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
 次に討論に入ります。討論ありませんか。
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議 長 それでは採決いたします。
 議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
 (なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「令和6年度野田村下水道事業会計補正予算（第2号）」
 を議題といたします。
 議案内容の説明を求めます。
 地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第4号「令和6年度野田村下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、その内容をご説明いたします。第2条、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。14ページをお開き願います。収入からでございます。1款、公共下水道事業収益の2項、営業外収益568万7,000円の増額は、2目、他会計補助金の増額を計上しております。2款、農業集落排水事業収益の2項、営業外収益212万9,000円の増額は2目、他会計補助金の増額を計上しております。3款、漁業集落排水事業収益の2項、営業外収益31万8,000円の増額は2目、他会計補助金の増額を

計上しております。続いて支出についてご説明いたします。1款、公共下水道事業費用の1項、営業費用723万9,000円の増額は3目、処理場費に修繕費671万円と4目、総係費に給与改定に伴う費用など52万9,000円を計上しております。2項、営業外費用94万8,000円の増額は1目、利子償還金を計上しております。次のページになります。3項、特別損失250万円の減額は消費税及び地方消費税を計上しております。2款、農業集落排水事業の1項、営業費用40万円の減額は3目、処理場費の手数料を計上しております。2項、営業外費用2万9,000円の増額は1目、利子償還金を計上しております。3項、特別損失250万円の増額は1目、消費税及び地方消費税を計上しております。3款、漁業集落排水事業の1項、営業費用30万8,000円の増額は3目、処理場費に修繕料を計上しております。2項、営業外費用1万円の増額は利子償還金を計上しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第6号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第6号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容

をご説明いたします。今回の一部改正は、県の例に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改定しようとするもので、条例の適用年月日が異なることから、同一の条例を第1条、第2条に分け改正するものであります。次に第1条の新旧対照表をご覧くださいと思います。第3条、第2項の改正は、期末手当の支給割合を12月にあつては「100分の165」から「100分の170」に0.05月引き上げしようとするもので、この改正は令和6年12月1日から適用するものであります。次に、第2条の新旧対照表になります。第3条、第2項の期末手当の支給割合を「100分の170」から6月と12月を同じ支給割合の「100分の167.5」とし、年間の支給割合を「100分の335」にしようとするもので、この改正は令和7年4月1日から施行するものであります。なお、この支給割合の改定案につきましては、21世紀村づくり委員会総務部会のご了承をいただいていることを申し添えます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第7号「野田村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第7号「野田村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容を

ご説明いたします。今回の一部改正は、県の例に準じまして野田村議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするもので、条例の適用年月日が異なることから同一の条例を第1条、第2条に分け改正するものであります。第1条の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第3条、第2項の改正は期末手当の支給割合を、12月にあつては「100分の165」から「100分の170」に0.05月引き上げしようとするものであります。この改正は、令和6年12月1日から適用するものであります。次に、第2条の新旧対照表についてですが、第3条、第2項の期末手当の支給割合「100分の170」を6月と12月を同じ支給割合の「100分の167.5」とし、年間の支給割合を「100分の335」にしようとするもので、この改正は、令和7年4月1日から施行するものであります。なお、この支給割合の改定案につきましても、21世紀村づくり委員会総務部会の了承をいただいていることを申し添えます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第8号「一般職の職員の給与に関する条

例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。今回の一部改正は、県の例に準じまして、一般職の職員等の給料月額及び扶養手当、寒冷地手当の額、並びに期末手当、勤勉手当の支給割合等、所要の改正をしようとするものであります。また、条例の適用年月日等が異なるものについて、第1条から第5条に分け、改正をするものであります。まず1ページの第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表。第20条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を「100分の68.75」から「100分の71.25」に0.025月引き上げしようとするものであります。その下になります第21条第2項の改正は、勤勉手当の支給割合を改正するもので、第1号の職員は「100分の100」から「100分の110」に0.1か月引き上げするものであります。第2号の定年前再任用短時間勤務職員は「100分の48.75」から「100分の51.25」に0.025月引き上げしようとするもので、この改正は令和6年12月1日から適用するものでございます。

次に2ページをお開き願います。第22条第2項は寒冷地手当の額でございますが、世帯等の区分によりまして1万1,400円、1万9,800円、8,200円の額に改めるものであり、この改正は令和6年12月1日から適用するものであります。また、下の別表第1の行政職給料表及び8ページの下段からの別表第2、医療職給料表の17ページまでを改めるもので、高卒及び大卒の初任給はじめ若年層に特に重点を置きつつ給料表全体を引き上げるもので、一般職の平均給与改定率は約3.6パーセントとなっております。なおこの改正は令和6年4月1日から適用するものであります。

次に17ページをお開き願います。第2条の改正になります。扶養手当に関する規定で第9条第2項、第1号の配偶者の規定を削除し、第3項で子供に係る手当額を1万円から1万3,000円に額を改めるものであります。

続いて18ページをお開き願います。改正前の第10条は、扶養親族の数の変更に伴う届け出について規定されておりますが、これを削除し、改正後の第5項の通り規則で定めるといことにしてございます。なお第10条の規定につきましては、数多くの規則に引用されていることから削除という形を残して形骸化して削除するというものでございます。

続いて19ページ、第10条の3、住宅手当の規定については第1項、第2号の配偶者の範囲の拡大について規定を追加しております。

続きまして20ページをお開き願います。第18条の2、第2項の管理職員特別勤務手当についてであります。超過勤務手当が支給されない管理職員が平日深夜に勤務した場合に支給される手当の対象時間を午前0時から午後10時からに2時間拡大し、午後10時から午前5時までと拡大しようとする

ものであります。21ページの上段、第20条第3項の改正でございますが、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について「100分の71.25」を6月と12月に同じ支給割合の「100分の70」とし、年間の支給割合を「100分の140」にしようとするものであります。その下の第21条第2項の改正ですが、勤勉手当の支給割合について、第1号の職員にあっては「100分の110」を6月と12月に同じ支給割合の「100分の105」にし年間の支給割合を「100分の210」に、第2号の定年前再任用短時間勤務職員にあっては「100分の51.25」を6月と12月に同じ支給割合の「100分の50」とし、年間の支給割合を「100分の100」にしようとするものであります。その下になります、第23条の2では、定年前再任用短時間勤務職員の適用除外であった寒冷地手当の規定について、適用となるよう整理をしております。また下段の別表第1の行政職給料表及び28ページの別表第2、医療職給料表の36ページまでを改めるもので、職務や職責をより重視した給与体系に見直し、3級以上の職員の給料表を改めるものであります。なお、ここまで第2条の改正は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に36ページをお開き願います。中段の第3条の改正でございますが、附則第3条、第7項で暫定再任用職員の適用除外であった寒冷地手当の規定について適用となるよう整理をしております。なおこの改正は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に36ページの一番下になります。第4条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例であります。特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合を改めるもので、37ページの上段になります。第7条では給料月額を表の通り改めるものであります。第8条では期末手当の支給割合について「100分の170」を「100分の175」に改めるもので、この改正は公布の日から施行するものとしてございます。

次に、第5条の改正についてであります。第8条、第1項、第2項では特定任期付職員は適用除外であった勤勉手当の規定について、適用となるよう整理をすると共に38ページの上段になります。期末手当の「100分の175」を6月と12月に同じ支給割合の「100分の95」に、新たに勤勉手当を6月と12月に同じように支給割合の「100分の87.5」とし、年間の支給割合を「100分の365」にしようとするものであります。この改正は令和7年4月1日から施行するものであります。なお、この特定任期付職員であります。高度な専門的な知識経験を有する者のことで、弁護士や公認会計士、大学の教員等を言いまして、当村には対象職員がおりませんので経過措置による規定はしないこととしております。

最後に38ページの附則であります。附則の第1項、第2項では条ごとの施

議長　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
丹野和子君。

議 長 総務課長。

議長　ほかに質疑ありませんか。
(なしの声)

議長　長　討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第 8 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

25

議 長 次に、議案第9号「会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第9号「会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。今回の一部改正は、県の例に準じて、会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改定しようとするもので、条例の適用年月日が異なることから、同一の条例を第1条、第2条に分け改正するものであります。第1条の新旧対照表の第15条の2、第2項の勤勉手当の支給割合を、12月にあつては「100分の100」を「100分の110」に0.1月引き上げしようとするもので、この改正は、令和6年12月1日から適用するものであります。次に第2条の新旧対照表についてですが、第15条の2、第2項の勤勉手当の支給割合を「100分の110」から6月と12月を同じ支給割合の「100分の105」とし、年間の支給割合を「100分の210」にしようとするもので、この改正は、令和7年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議 長 それでは採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第12号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
産業振興課長。

産業振興課長 ただいま議題となりました、議案第12号「財産の取得に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。取得する目的でございますが、交流物産等複合施設の用に供するため、取得する財産の種別は備品、名称は交流物産等複合施設POSシステム、数量は1式、取得する価格は税込みで1,025万2,000円でございます。取得の相手方は、株式会社寺岡システム青森・八戸営業所で、取得の方法は買入れ、契約の方法は随意契約により行い入札は令和6年11月28日に執行しております。納入期限を議決をいただいたのち、本契約締結日から令和7年3月31日までとしております。以上で議案内容の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第12号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、12月12日、午前10時から一般質問を行います。
本日は、これにて散会いたします。

(散会 11時26分)

令和6年12月 第6回野田村議会定例会会議録（第2号）

招集年月日	令和6年12月10日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和6年12月12日（木） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和6年12月12日（木） 15時17分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	5	中 川 昇	
	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長 小 田 祐 士
	副 村 長 中 村 剛
	教 育 長 菊 地 理
	総 務 課 長 大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長 松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長 神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長 貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長 前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長 小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長 明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記 小 谷 地 鉄 也
	書 記 中 居 正 美
	書 記 小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

第6回野田村議会定例会会議録（令和6年12月）第2号

令和6年12月12日

（開会10時01分）

議長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。

議長 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、日程に入ります。

議長 日程第1、「一般質問」を行います。
質問は、通告書の提出順に行います。

議長 まず、6番、小野寺豊君の一般質問を許します。
小野寺豊君。

（一括質問・一括答弁）

小野寺豊議員 6番議員の小野寺豊が3点について質問させていただきます。

1点目「空き校舎（現小学校校舎）の利活用について」。今日まで様々提案があり「検討した案件」「詰めて検討中」「現時点では公表できないが検討中」の案件の有無をお伺いいたします。この建物は面積規模が大きく利用するにあたり小間切れに貸し出し利用するパターンが想定される。電気系統の改修とか消防法の運用規定が以前とは変わることも想定されるなど大変業務量が大きくなり対応に苦慮する事態も考えられます。そのために、例えば「空き校舎利活用促進室」なる部署を設け、借り手側からの要望等々に即座に対応できる体制を直ちに構築すべきと考えるが見解をお伺いいたします。いずれ小学校が引っ越し、空いたらいくらかでも早く1教室でも貸し出し、灯りを灯し、人、車の往来を図り、2教室目、3教室目と利用者が増える呼び水となるように願うところであります。そのためには、身近な村内の色々な事業者や団体に利用希望等聞き取り調査し、ニーズの把握を急ぐべきと考えるがこれについてもご見解をお伺いいたします。

2点目「地域おこし協力隊について」。本村の隊員数はどのような分野で活躍しているか。隊員の任期は1～3年と聞きます。今後任期切れの方もいると思われるが今後も任期切れの場合は補充し、この制度に基づいて採用し活動していただくつもりかお伺いいたします。

3点目「複合施設建設の関連について」。現地は急ピッチで工事が進行中で

あります。施設の開業準備は来年の4月から。オープンは来年の「春」予定との新町地区での住民懇談会での村からの説明でありました。この施設は他市町村に類似するものがある中、差別化を図りその相乗効果を期待して西側に隣接する山林を取得し施設のオープンと併せ運営するはずであったが、未だに所有権移転の手続きの進捗状況の説明がありません。今後時間の経過で解決するのか見通しをお伺いいたします。またこの山林をどのような形態で、どの程度手を加え、この地に足を運んでいただける計画案が示され、村民が腰を抜かして歓ぶような構想を練って温めていると期待しています。オープンと併せ所有権移転が仮にできなくても構想図または完成予想図等現地に掲示するとかし、来場の皆様全員が「ぜひまた来たい」とリピーターを増やすような仕掛けづくりに注力していただきたいと思います。これについてもご見解をお伺いいたします。

以上3点について登壇しての質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の1番目のご質問であります「空き校舎の利活用について」であります。これまでも議員各位から、いくつかご提案をいただいていたほか、庁内では課長会議にて情報共有を図ってまいりました。また、本年7月からは、文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」のホームページに情報を掲載して、広く公募を行っているところでございますが、現在のところ、具体化したものはございません。ご提案のありました専門部署の設置については、現在のところ考えは持ち合わせておりません。今後は、状況をみながら、村内の事業所や団体等から利活用について、意向を調査することも検討して参りたいと考えております。

2番目のご質問であります「地域おこし協力隊について」であります。これまでに本村に着任した地域おこし協力隊の総数は12名であります。現在も7名の隊員が、農業や漁業などの第1次産業、移住定住対策や福祉分野のほか、地域活性化全般に取り組むなど、多方面で活動しております。現在は制度導入から6年が経過し、隊員の任期満了後も、そのまま村への定住につながる例が複数生まれており、そのことによる第1次産業分野における担い手の確保のほか、元隊員を軸とした新たな交流人口の拡大など、多様な効果が感じられる状況となっております。村にとって貴重な人材受け入れの制度でありますので、今後においても、効果的な運用ができるよう、引き続き努めて参ります。

3番目のご質問であります「複合施設建設の関連について」であります。山林の一部に権利関係が複雑な案件があり、司法書士協会に依頼し、これまで

関係者の協力も得ながら権利関係の整理を行って参りました。今般、権利関係が整理され、売買契約が可能となったことから、年度内に所有権移転登記が完了できる見込みとなったところでございます。山林の取得には森林環境譲与税基金を活用しており、他の施設との差別化を図るため、森林そのものを活用し、森林に気軽に親しめる仕組みや機能を持たせたいと考えております。ご意見を頂戴いたしましたとおり、リピーターを増やすことは非常に重要な点であることから、周辺施設との連携や交通の便の優位性も踏まえ、山林も含めた施設全体の魅力の向上に取り組んで参ります。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 それでは1点目について再質問させていただきます。専門部署の設置ということで私は提案しましたが、これは新たに部署を設けなくても部屋を設けてそこに職員さんが常駐するわけではなくて5人でも7人でも兼務という形で招集したらすぐ集まれる体制等を作った方がいいのじゃないかという思いでもありましたので、この辺は検討していただきたいと思います。いずれ小学校が引っ越しして空いたからそら始めるのではなくて、今から手をかけておかないと、例えば「1教室貸してほしい」という人があるかもしれないし、あるいは2つ目の団体が「2教室貸してください」という場合があるかもしれません。その貸す場所に関しても、一番便利な所から貸していくと後で借りにくい所が残ってくるということも考えられますので、いろんな分野のそれぞれの課の担当者が集まって、その辺バランスを取っていくような体制をすでに作っておくべきだという思いからの質問でございました。専門部署は作れないけれども、それに関連したような部署を作るというお考えがあるかどうか質問いたします。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えいたします。部署という形ではありませんけれども、課を越えた形でのいろんな意見交換やアイデア等出し合うことはしていきたいというように思っております。議員いろいろおっしゃった中で、やはり大きな施設でございますので、一つの団体に全てをとということではなくて、村民の方々であったり、正式に具体ではありませんけれども、いろんな話が来ているものもあります。そのものを整理しながら、住民の方々も希望するような形で、そして村にとってもプラスとなるよう、課を越えた協議ができるような形にしていきたいと思っておりますので、そのようにご理解いただければと

思います。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 前向きな答弁をいただいたと思っております。これは役場職員の方々だけじゃなくて議会の側でも、あるいは村民の関心がある方が全部まとまって対応していかないとなかなか全部埋まるということは、なかなか難しいかと思えます。私たちも年を越えてから政務調査会として研修で、ある現場を見せてもらうことで空き校舎ですね、前の小学校と中学校の2か所ほど活用状況を見学させてもらうことで計画しております。少しでも貸し出すことに関しての一助になればという思いでやっておりますので、その辺について村長のご見解ありましたらお願いします。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えします。使い方によっては部屋そのものの改修であったり、それぞれに電気とか水道関係の改修が必要になる部分もあると思っております。そういうことも考え全体を俯瞰しながら、使っていただく方々がどのような意向があるのかということを取りまとめながら、できれば使える場所は全て使っていただけるような形に持っていけるように今後も進めていきたいと思っておりますので、いろいろご意見等もいただければと思っております。以上でございます。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 2点目について再質問させていただきます。今まで地域おこし協力隊は12名で現在7名が活動していらっしゃるということですが、確かに赴任した当初は紹介等ありますが、変わり目ですね、3年過ぎて任期が終わる時には特別挨拶もないし、交代したのかどうかも分かりません。確かに3年で任期が切れて、後で聞けば定住している方もいます。せっかく3年間活動してもらったことですので、最初と同じように挨拶を交わして、そして新しい代わりの人材を紹介したり、「まだ来ていないけど来たら紹介する」だとかをやっていないと、せっかく3年来て定住してもらっても顔も分からないというような状態があります。現に7人いるということですが、1人か2人しか私は顔が思い浮かべられない状況であります。

そこで一つ、これは通告していませんでしたが、採用するに当たってどのよ

うな方法でやっているのかお聞きしたかったです。例えば、隊員の方々がぜひ野田に来たいと言った場合と、村でぜひこういう方に来てもらいたいという場合を仮に前者とします。仲介組織があってそこから働き掛けがあって採用するものなのか、これを後者としますが、前者と後者と分けした場合にどちらの方法で採用しているものなのでしょうか。一般的にですね。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えいたします。まず一つ、地域おこし協力隊の任期が終わる時に報告会がありますので、その辺のところに、もしかすると情報提供していなかった部分があるかもしれません。そういうところは今後情報提供していきたいというように思います。また採用になった場合の情報提供等についても工夫していきたいと思っております。それから採用については、基本的には本人の方から。いろんな情報発信をしておりますので、また国の方でも情報発信をしてくれております。そういう中で「野田村に行つてこういうことがしてみたい」というような申し込みを受けて、それで書類を出していただいて書類選考と面接をして、それで採用という流れでございます。以上でございます。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 私の質問でいうと前者ということですね。その報告会があることは認識していなかったので、申し訳ございませんが今後気をつけていきたいと思いますが、そこでせっかく都会から村に来て活動、活躍したいと思ってきている方々と思いますので、例えば1月6日になれば新年興隆会がございます。そういう時に地域おこし隊員の方々を招いてみんなと議員方でも職員側でもいいですが、いろんな方と交流していただくことを考えてはいかがかと急ぎょ思いつきましたが、そういうことをやる考えはありませんでしょうか。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えします。地域おこし協力隊隊員の方々、村になじんでもらうということがまず第一でもありますし、その中で新年興隆会等の情報提供はしていきたいというように思います。参加するかどうかは本人の考え方次第ですけれども。基本的に職員の中では会計年度任用職員という立場になっておりますので、職員同士の交流会等には当然案内はしているわけですが、

来る方も来ない方もいるわけですが、そういうことでの交流等も図っているわけでございます。そういうことをしながら、皆さんにどういう方々がいらしてどういう活動をしているのか、そしてまた本人たちも村の人たちを知ってもらうという機会を作れるように今後検討して参りたいと思っております。以上でございます。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 次に３点目に移ります。新町地区での住民懇談会では、施設の開業準備は来年４月から。オープンは来年の春ということで、いつからいつなのか分かりませんが、この前ちらっと聞きましたら「連休中か」ということに対して、はっきりしなかったんですが、おおよそその辺かなとは思いますが、それまでに私が問題にしている山林に関して、どこからどこまでどのようにやって、仮に今から手をかけても雪も降ってくるし間に合わないような気がするんですが。計画はできているのかできていないのか。今から計画するのか、あるいは計画だけ出来ても現場が春にならないと取り掛かれないような状態であれば、やっぱり現場に予想図とか計画図とか構想図とか。オープンの時は皆さんが分かるようにいろいろ広報すべきと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えします。交流物産等複合施設の西側の山林については、ご承知のように一部は既に権利獲得しておるわけですが、先ほど答弁をいたしました、所有権の関係で複雑な権利関係があったということは整理されまして、これについては契約できる状況になっております。今回の議会に、財産の取得に関して追加提案をさせていただきたいというように考えております。ここの活用については、施設のオープンと同時にすべての山林を完成させてという考えでは元々なくて少しずつやっていくと。時代に合わせた形でいろんな可能性を考えながら使っていくというような形でございます。まず基本的には山林に親しんでもらうということで、一般的な遊歩道的なものからキャンプ場とかそういうもの、あと今は時代が変わってきまして若い人たちの思考も変わってきておりますので、そういう方々の意見とかいろいろ旅行する方々のご意見等いただきながら、将来的にわたって少しずつ整備をしていくというような考え。先ほどお話があった構想図等については、いろんな考えがありますけれども、どのような構想ができるか、その時期によって構想等も出していききたいと思いますが、図面でここをこうするということはすべて４月の段階

ではできないと思っています。こういうような形のことをしていきたいということについては、何らかの形で表示できればいいなと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 一生懸命広報に努めるようにしていただきたいと思います。冒頭で「現場は急ピッチで工事進行中である」と申し述べたんですが、昨日夕方現在で、現場責任者から話を伺いました。どういう状況かと現場に行って確認してきたんですが、はっきり言って工事工程から二週間遅れだそうです。なんで遅れたのかと話したら、図面通り施工しているのだが施工管理者、要するに監督員からの工事の節目節目になれば現場というのは承認図を出して承認してもらわないと施工できないわけです。その承認をもらうのが非常に遅れていると。例えば今日承認図を出しても承認に4日かかるとか5日かかるとか。あるいは承認をもらえなくて例えば1番目2番目3番目と工事が進んでいけばいいものを1番目2番目、3番目を飛ばして4番目に行ったり、また3番目に戻ってくるとか、そういうのがあって全部ではないでしょうけれども、それが主な原因だと。それで二週間遅れてしまったということで、普通は工事請負契約ですから発注者が一番強くて請ける側が負けるという請負ですので、業者がいつも弱いんですが、そこに工事監理者がいるわけです。ところが今のこの物件に関しては、村も弱くて施工者も弱くて、真ん中にある監理者が一番強くなっているような私はニュアンスを受けてきました。この辺を解消してやらないと後で施工者が遅れた理由うんぬんと言われても大した困るような気がするのですが、その辺の対策を内部でうまく調整してやらないとますます遅れるような気がするんですが、その辺のご見解をお伺いします。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えします。工事工程について数日前に社長がいらっしゃいまして、いろいろ話をして一週間程度の遅れが出ているという話をされました。内容等については詳しい話ではなかったですが、まず急いでほしいというようなこと、今の監理、村が弱いっていう話ではない状況でございまして、監理の部分の業者がこの遅れを取り戻すために常駐するような形に今なっております。結局、現場と監理の取り合いの部分若干うまくいっていませんかったというような状況もございまして、今常駐するような形での工事の監理と工事を進めていただいているというようなことで、何とか間に合わせるよう

にということをお願いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 以上で、6番、小野寺豊君の一般質問を終わります。

議 長 次に、5番、中川昇君の一般質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員 はじめに本年1月1日に発生した能登半島地震から間もなく一年を迎えようとしています。改めてお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますと共に被災された方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興を祈念しております。

さて令和6年12月野田村議会定例会において、一般質問の機会をいただきましたので、同僚先輩議員に感謝申し上げ、以下5点について小田村長のお考えを伺います。

1点目、「次期村長選挙への対応について」であります。小田村政はこれまで未曾有の大災害であった東日本大震災を乗り越え、激甚化頻発化する大雨等の自然災害の復旧に全力で取り組み、村政を着実に推進してきたところであります。進行中の大型事業である野田小学校の建設は子どもたちの限りない成長と、交流物産等複合施設は、施設を核とした本村の産業振興や地域活性化が期待されるところであります。人口減少、少子高齢化等の課題が山積しております。これまでの経験を生かし、その課題解決のため一層のご尽力を願うものであります。お考えを伺います。

2点目「物価高騰対策について」であります。円安やロシアによるウクライナ侵攻等の影響により物価高騰が続き、村民の生活や生業に不安が増しております。消費マインドの悪化や購買力の低下を通じて、民間消費や企業活動の減退を招く恐れもあります。国は総合経済対策を決定し、物価高の克服に向けて自治体が地域の実情に応じて支援ができるよう「重点支援地方交付金」の拡充を行ったところであります。以下の点について所見を伺います。

(1)「重点支援地方交付金」を活用し、生活者支援については、灯油代、LPガス代支援、プレミアム付き商品券の発行等の対策が必要と考えるがどうか。

(2) 事業者支援については、医療・介護施設・保育所へ食料品価格、エネルギー価格の高騰分の支援が必要と考えるがどうか。

3点目「県立病院等経営計画における県立久慈病院の機能等について」であります。岩手県医療局は、次期県立病院等経営計画(2025～30年度)をまとめたところであります。専門人材や先端機器を手厚く配置する「機能集約の強化」

を図り、高度で専門的な医療に対応するなど病院ごとに役割を分化することとであります。久慈病院などの4病院は、一定の高度医療から身近な医療まで幅広く担う「ケアミックス・連携強化」の位置づけで、「がん」などの高度・専門医療は他病院と連携して対応するとなっております。一定の機能集約は、高度・専門治療（がん治療など）が県立中央病院でなければ受けられなくなる恐れがあります。高度医療機器も集約され、救急体制機能が低下し、看護師等の医療従事者が減らされることとなります。以下の点について所見を伺います。

（１）身近な医療機関ではなく、遠方の病院を受診しなければならないケースがあること。集約によって診療科が減らされるなど県立久慈病院の機能低下が心配されるところではありますが、どのような認識をお持ちなのか伺います。

（２）本年10月28日には、久慈地域県立病院運営協議会が開催されておりますが、県立病院の機能分化についてそれぞれの委員からどのような意見が出されたのかお伺いいたします。

4点目「県立久慈翔北高校野田校舎生徒への支援について」であります。令和7年4月1日に開校となる県立久慈翔北高校は野田校舎と門前校舎の二つの校舎に分かれて学校生活がスタートいたします。これまで久慈工業高校を守り育てる会が主体となって様々な支援が講じられてきました。来年度の統合新設に当たり、今後の存続に向けて野田校舎の生徒への支援が今まで以上に拡充されることが求められます。新たな発展と飛躍のため、支援の取り組みへの決意を伺います。

5点目「ヒトパピローマウイルス予防接種について」であります。ヒトパピローマウイルスの予防接種を無料で受けられる「キャッチアップ接種」について、国は1年間延長する方針であります。接種機会を逃した救済対象者には積極的な勧奨が望まれますが、本村の現状と対応について伺います。

以上登壇しての質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の1番目のご質問であります「次期村長選挙への対応について」であります。人口減少、少子高齢化対策、産業振興、地域活性化など山積する課題解決に引き続き取り組んでいくため、村のかじ取りをさせていただきたく2月11日告示の村長選挙に出馬することを決意いたしました。これからも安心安全で住みやすい野田村のために、活力のある元気な野田村のために鋭意努力してまいりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

2番目のご質問であります「物価高騰対策について」であります。国はエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地

方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を追加交付することとしております。低所得世帯に対する支援については、住民税非課税世帯に3万円、同世帯内の子ども1人当たり2万円を加算して支給するため、今回の補正予算へ計上したところでございます。村としての事業メニューについては、各自治体別の配分額が国会における補正予算の成立後に示される予定であるため、こういった支援が必要か内部で事業の検討を行いつつ、配分額がわかり次第速やかな予算化と事業実施に向けて取り組んで参りたいと考えております。

3番目のご質問であります「県立病院等経営計画における県立久慈病院の機能等について」であります。岩手県において策定が進められている次期経営計画の素案につきましては、医療の高度・専門化や、人口減少等による医療需要の変化の対応とともに、県立病院間の機能分化と連携強化を推進させるものとし、年内に策定されると伺っております。なお、先般の久慈地域県立病院運営協議会におきまして、久慈病院を高度・専門的な医療から身近な医療までの幅広い機能を他の基幹病院と連携して対応する「ケアミックス・連携強化」に区分すると説明がございました。今後、がんや脳卒中等における高度・専門医療等は、センター機能を有する中央病院に集約されることとなり、当県北地域の患者は距離的なハンデが生じる恐れがあるのではと感じております。また、委員の意見といたしましては、「久慈病院の常勤医不足を解消してほしい。次期計画の総論は理解するが、医療を費用対効果で語っていいのか」などの意見がございました。

4番目のご質問であります「県立久慈翔北高校野田校舎生徒への支援について」であります。議員ご承知のとおり、新設される高校は独立校舎制となり、引き続き両校の校舎が活用されますが、高校の運営体制は大きく変わります。そのため、高校側と協議を行いながら、久慈工業高校を守り育てる会の在り方や運営内容、支援方法について検討して参りたいと考えております。

5番目のご質問であります「HPV予防接種について」であります。本村におきましても国の方針に基づき令和4年度から3か年で接種勧奨を進めてきたところであります。本年11月末時点で対象者109人中41人が全3回の接種を完了しております。なお、今年度内に3回目の接種まで到達しない延長の対象となる方については引き続き接種費用を助成することとし、新年度当初予算に計上することとしております。以上でございます。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員　１番目の質問でございますが、ただいまは力強い出馬表明をいただきました。ぜひ選挙戦を勝ち抜き本村の発展のため再びご尽力を賜りたいと思います。

それでは次に２点目「物価高騰対策について」再質問をさせていただきます。物価高はとどまることなく生活者、事業者へ影響を与えております。特に村内の漁業者は水産物の不漁によりまして大変な状況にあります。漁船への燃油等の助成、あるいは経済的な支援が必要になるのではというように考えますが、村長のお考えをお聞かせ願います。

議　　長　　村長。

村　　長　　中川昇議員の再質問にお答えします。この物価高騰対策でございますが、先ほど申し上げましたように、まだ村に対しての配分が決まっておらない状況であります。お話にありましたように、どの業種もどのような方々も非常に大変なわけですが、水産業によっては近年にない気候変動等によりまして大きく漁業の形が変わってきている、収入も激減しているというように認識をしております。いずれ漁業者と協議しながらどのような支援をしていけるのかということも協議しながら進めていきたいと思っております。これにつきましては、事業メニューそのものが金額が固まらないとなかなか最終的な結論が出てこないという部分もありますので、そういうところを踏まえた上でしっかりとした支援の形を取っていければと考えておるところでございますので、そのようにご理解いただければと思います。

議　　長　　中川昇君。

中川昇議員　まだこの配分額が決まらないということでこれからの方でございますけれども、この漁業者への支援については、ぜひとも最優先で取り組んでいただきたいというように思います。この消費を促し商店街の活性化を図るためにも、これまでもやっておりますけれども全村民へ商品券を交付するという事についてのお考えをお尋ねいたします。

議　　長　　村長。

村　　長　　中川昇議員の再質問にお答えします。この物価高騰対策と連動して商店街の活性化も必要なわけございまして、この商品券の配付ですが先日やったようにペイペイとか今風の形を取っていくとかいろいろ検討しながらいずれ何とか支援していきたいと思っております。それに加えて野田村スタンプ会ではのん

ちゃんカードを切り替えることの中でのお話も検討しているようでございます。いずれ買い物する方々が買い物をしやすく、また村内を使っていただけるようなそういう仕組みを商工会の方でもいろいろ検討しているようでございますので、それに対する支援等も含めて考えていければと思っているところでございますのでそのようにご理解いただければと思います。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 ぜひ検討して村民の経済的な負担が少しでも減るような支援をお願いしたいと思います。

次に３点目の「県立病院等経営計画における県立久慈病院の機能等について」お伺いいたします。これまでも久慈病院は医師不足により常勤医が少なく研修生に頼らざるを得ない状況でもあったわけです。この医師不足が患者数の減少にも直結しているのではないかとそういうことで県立病院の赤字が増大していると。人件費、材料費の上昇によって県立病院は大変な赤字になっている状況にあります。経営環境は極めて厳しいわけではございますが県民の命を守る公的病院であります。赤字であったとしても策を尽くして守る必要があります。人口減少化で高度医療を守ると同時に民間が立地しにくい不採算地域の医療を守るという役割もあるわけでございます。ぜひ久慈地域だけではなくて地域医療を守るために一自治体ではどうにもなりませんから地方６団体あるいは議会６団体等と併せて国への強力な働きかけをする必要があるのではないかというように思いますがその辺の所見をお伺いします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問にお答えします。議員おっしゃったようにこの医師不足がまず根本のところにあるというように認識をしております。会においても医師不足、常勤医の不在科を埋めてほしいと。どうしても総体的な医師が足りない所に行きついてしまう。ただ医者の学校を終わって卒業してお医者さんになっている方は毎年それなりの人数は出ているわけです。更に奨学生、地域枠の奨学生も毎年出ている。それで埋まらないのはなぜなのかということを議論の中でも出てまいります。なかなか定着をしないという所もある。これについては議員もおっしゃったように、国の方として地域偏在の解消に向けた取り組みもようやく始まってきたとか考え方を持ってきたと認識をしているところでございますので、そのようなところも踏まえた上で医師の数、総数の増に向けた取り組みを一体となって一緒になって進めていければと思っております

ので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 よろしくお願ひしたいと思います。県立病院の「県下にあまねく良質な医療の均てんを」という創業の精神があります。県内どこに住んでいても良質な医療を受けることができるということでもありますから、ぜひ関係者一丸となって国の方に働きかけを行っていただきたいということを申し上げて、次の４点目の再質問に入らせていただきます。

「県立久慈翔北高校野田校舎生徒への支援について」であります。県では現在、次期高校再編計画についてまた議論を始めております。久慈地区と二戸地区が一緒になって、そしてまた令和８年度から再編計画がスタートするようでございます。いろいろ聞いておりますと、久慈二戸と一緒にすることによって工業高校が一つになるのではないかと、そういう懸念を今からしている関係者もあります。ぜひこの久慈地域にある野田校舎をぜひとも守っていかなければなりません。この工業系とは別に県内では普通高校等の存続も様々な対策が取られております。そこでこの野田校舎の生徒への支援についても、久慈の関係者から聞けば通学が大変であるとそういう話をしております。現在も通学費については助成されてはおりますが、もう少し通学費への支援というものを強化して、野田に通いやすい態勢が求められるのではないかと。ほかの町村を聞けば通学費については３分の２も助成をしている所もありますし、寄宿舎、寮等を整備してやっている住田高校や西和賀高校の例もございます。そういった支援についてもう一度小田村長から所見をお伺いいたします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問にお答えします。これは久慈工業高校を守り育てる会ということで工業高校として単独での高校を目指して頑張ってきたわけですが、残念ながらこのような形になっております。そういう中で野田校舎という形で残していただくというか独立校舎制を取っていただいたということは、まず一つ地域にとっては今後の支援の仕方もまだあるのかなというように思っているところです。今、支援している部分の中でも統合したことによって支援することができなくなる支援、補助事業もございます。その他には、今までやってきた支援ができるのではないかとということも内部の方で検討しております。更に今お話があったような形で様々な支援をしている地域もございますので、そういうところを検討しながら今後進めていきたいと思ひますし、通学費用につい

ては、現在令和8年3月31日までですか、被災地における通学負担軽減ということで県事業で2分の1の補助事業をしております。それに上乗せで村からの単独補助になっている。これは令和8年度までということですので、その後の動向等見ながら、村としてどのような支援をしていくかということも検討しなければならないと思っておりますので、その辺も含めてご理解いただければというように思っております。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 ぜひこの野田校舎が残るような生徒数の確保が一番でありますけれども、いずれ野田校舎の存続に向けて一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げて再質問を終わります。

議 長 以上で、5番、中川昇君の一般質問を終わります。

議 長 次に、7番、前川安男君の一般質問を許します。
前川安男君。

前川議員 7番、前川安男でございます。2点ほどお伺いいたします。では質問に入ります。

1点目の「村道明内中平線について」です。来年度に小学校が完成しますと、小学校と中学校が同地区になります。通学路にあたる村道明内中平線は狭く歩道也没有せん。三陸道に向かう一般車両も増えております。児童を交通事故から守るために村道の拡幅が必要ではないかと思いますが、どのようにお考えか伺いたい。

2点目の「住民懇談会「村長と語る会」について」であります。本年度の住民懇談会ではありますが、対面による開催地域が9地域で参加住民は100名を超えました。しかし村内全地区で課題・要望等が出ております。村単独の案件、県の案件、国の案件とありますが、いろいろ要望していかなければできないことがいっぱいありますが、「検討します」だけで終わることがないように各地域の課題等を減らしていくことが大事と思いますが、どのようにお考えか伺いたい。そして今後住民懇談会をどのように開催していくつもりか伺いたい。

以上2点、登壇での質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 前川議員の1番目のご質問であります「村道明内中平線について」ですが、三陸沿岸道路の開通により、各路線の利用状況に変化があるというように認識しております。また、小学校の完成後も踏まえて、利用状況等の推移を注視し、検討して参りたいと考えております。

2番目のご質問であります「住民懇談会『村長と語る会』について」ですが、この懇談会については、地域と村がともに協力し『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむらづくり』を進めるために開催をしているところであります。本年度におきましても、事前に地域の希望に応じた日程を調整のうえ、村内9か所において懇談会を開催したところ147人の住民から参加をいただいたところであります。また、要望等があっても開催を希望しない地区が6か所あったところでございます。住民懇談会では、村が気付くことができなかった道路施設の傷みや、支障木の情報についても得ることができました。要望内容につきましては、すぐに対応できるもの、予算の確保など時間を要するもの、要望先が国や県など課題が多いものもございしますが、対応を重ね、住民の要望に応じて参りたいと考えております。今後も住民が参加しやすいように、地域の意向に合わせた開催方法を考え、各地域の課題や要望に耳を傾け、一緒になってむらづくりを進めて参りたいと考えております。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
前川安男君。

前川議員 1点目の質問でございますが「利用状況等の推移を注視し検討してまいりたい」というお答えであります。下校時あの場所は小学校、中学校スポ少やクラブ活動のため運動公園に向かう生徒がかなりおります。ですのでまず先に歩道だけでも検討してはいかがかと思っておりますがいかがでしょうか。

議 長 村長。

村 長 前川議員の再質問にお答えします。ここは小学校中学校が隣接することによって子供たちの通行が多くなるということは理解をしております。そういう中で歩道の整備につきましては、道路整備とある程度同時に進めていかなければならない部分もあります。また用地の関係等もありまして、その辺のところを検討していければと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 前川安男君。

前川議員 そうしますと、かなり遅くなるのではないかなという考えになるんですけれども、用地買収とかなるべく早くできる方法でやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議 長 村長。

村 長 前川議員の再質問にお答えします。この村道明内中平線につきましては、給食センター側から明内のことぶき荘を過ぎた旧県道までの区間になります。結構距離もございますので、この辺の通行の状況等、また全線の中では橋等もございます、その辺のところも勘案しながら危険な場所等についてまず精査しながら、できる部分時間がかかる部分というのはどうしてもあると思いますので、その辺を検討しながら進めていければと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 前川安男君。

前川議員 危険な場所だけでも構いませんので、なるべく早く実行してもらいたいと思います。それでは2点目の質問ですが「要望先が国や県など課題が多いものもございしますが、対応を重ね、住民の要望に応じて参りたい」というお答えですが、そこで玉川地区から毎回要望に出ております、三陸道の玉川インターの件ですけれども村では6月に県に要望しておりますが、その答えがこの間来ていまして、反映区分がCでありました。ちょっと低いなと思いましたが、玉川地区におきましては緊急時とか災害時に必要なインターだと私は思っていますが、その辺をどのように思っていますか。

議 長 村長。

村 長 前川議員の再質問にお答えします。玉川のインターチェンジについては、県要望等でもお話しておりますが、これは今年度、東北地方整備局そして国の方にも要望を今年から直接上げております。これについては、ようやく動いてきたというような感触でございしますが、ここの必要性というのは、私もですけれども、ぜひ地域もそしてこの必要性については国の方でもある程度理解を示してくれているというように認識をしています。ただ、あの道路が復興予算が終

わってしまっているというようなことから、一般予算の中でやるということでございますので、今年度中に検討の会議等も開きながら進めていくということで、あの場所については非常に重要な場所でございますので、我々も地域だけではなくて交流、観光、物産等すべてにおいて重要な場所だということを国の方にも訴えながら理解をいただこうということで動いております。そのようにご理解をいただければと思います。

議 長 前川安男君。

前川議員 ぜひ我々も協力しますので、実行に向けてやっていきたいと思います。それと、これからの開催でございますが、私は少しでも明るい夕方、明るい9月とか、9月は議会もありますけれども9月末とか明るい時期に開催したら参加する住民が多くなるのではないかと思います。いかがなものでしょうか。

議 長 村長。

村 長 前川議員の再質問にお答えします。この語る会、以前は春にもやった時期もございます。様々な行事であったり選挙の絡みであったりと秋になったり、コロナ禍もありましてこのような状況になっております。いずれこれについては、今回もですけれども休日に開催した場所もございます。我々の方では、地域の要望に応じて曜日を問わず、時間帯を問わずということでご意見を伺ってやっておりますので、そのようなことでまず少しでも集まりやすい時間、時期等をまた地域等からも伺いながら進めていければなというように思っております。我々もぜひたくさんの方に参加していただきたいし、たくさんの方で開催をしていただきたいと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 以上で、7番、前川安男君の一般質問を終わります。

議 長 次に、4番、丹野和子君の一般質問を許します。
丹野和子君。

丹野議員 4番、日本共産党の丹野和子が村政について質問します。

1、「物価高騰対策について」

(1) 県は今年度も住民税非課税世帯のうち高齢者世帯やひとり親、障害者

のいる世帯、これらに準じる世帯と生活保護世帯に福祉灯油を実施するとのことでした。野田村でも昨年同様に県の基準額に上乗せし、給付範囲を広げて、1万円を給付する予定ですか。政府は、住民税非課税世帯に3万円の支給と非課税子育て世帯には子ども一人当たり2万円を上乗せして支給するとありました。野田村ではこのままの金額で支給する予定ですか。実施時期は、いつ頃になりますか。

(2) 中小企業、農林水産事業者、介護・保育施設、商店など多くの事業者が物価高騰の影響を受けているとのことであり、県が行った調査に対して、売り上げの減少、利益率の低下等を挙げています。このような状況から政府は地方支援交付金を増額したとありました。この交付金を活用して、事業者支援のメニューは考えられないでしょうか。また、この交付金は主にどのような支援に使われる予定でありますか。

2、「今後の保険証（国保・後期高齢者）の取り扱いについて」

12月2日から、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されたマイナ保険証に移行され、現行の保険証の新規発行は行わないとのことでした。マイナ保険証は、「医療機関の窓口でトラブルがあった」、「災害時には使えない」など多くの問題を抱えています。現在、「保険証のこして」の運動を進めていますが、現時点ではそのようになっていませんので、次のことを質問します。すべての人に「資格確認書」を送付してはどうでしょうか。そうすれば申請が必要とされている要配慮者等も申請の必要がなくなり、その他多くの問題がなくなります。「広報のだ」11月号に「12月2日以降の保険証の取り扱いについて」掲載されていましたが、複雑なことも多いので、今後も住民への説明が必要と思います。また、マイナ保険証の利用登録解除について、10月28日からできるようになったとありました。解除方法、取得時に付与されたマイナポイントは返す必要がないなど村民に周知が必要ではないでしょうか。

3、「介護保険の地域支援事業について」

地域支援事業の中に認知症総合支援事業があります。この事業は認知症サポーターの養成や啓発活動を通じて認知症の正しい理解の普及を行うとしています。久慈広域圏内の高齢者人口は令和4年度から年々減少傾向にあります。一方、後期高齢者は増加傾向にあり、それに伴い、認知症高齢者も増加しています。この事業の中で行っている認知症カフェは定着してきており、一定の参加者もあります。前にも質問しましたが、課題は開催地域が城内に限られていることだと思います。遠方からの参加者には、ポイント加算が行われていますが、村内への広がりが図られるよう、何か方策はないでしょうか。認知症総合支援事業の中に認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業があります。野田村ではこの事業に経費の支出はありませんでしたが、事業は実施していま

すか。実施している場合はどのような内容ですか。

4、「住民懇談会「村長と語る会」について」

村長と語る会を、地域と村が協力し『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむらづくり』を進めるために開催するとありました。今年度は、昨年度より多い、9地区で開催されました。住民懇談会は、村長をはじめ役場の方々の話を聞き、地域の課題を確認する貴重な機会だと思います。課題の大小はともかくとして、課題のない地区はないと思いますので、行政も開催できるよう、何らかの働きかけをしてはどうでしょうか。また、広報等で広く開催地区のようす、結果等を報告し、村民に関心を持ってもらい、多くの地区で開催できるようにすることが必要ではないでしょうか。

5、「「国民宿舎えぼし荘」の環境整備について」

えぼし荘について、植木、のり面、庭園、建物内部から見える外の景色も含めて、周辺を整備してはどうでしょうか。また、のだ塩工房、震災伝承施設の下安家応急仮設等、えぼし荘を中心に広範囲に、今ある遊歩道を含めて整備するのも効果があると思います。

景観もおもてなしの一部と考え、全体を俯瞰して、美しいえぼし荘になるように方策を立ててはどうでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の1番目のご質問であります「物価高騰対策について」の1点目、いわゆる福祉灯油につきましては、昨年同様に県が実施する高齢者世帯や障がい者世帯等における住民税非課税世帯に1世帯当たり7,000円を支給する基準に対し、本村では対象世帯の拡大と金額の上乗せを行い、住民税非課税の全世帯に1世帯当たり1万円分の商品券を支給しようとするもので、今回の補正予算に計上し、今月下旬から商品券を配付できるよう事務を進めて参りたいと考えております。また、国の経済対策として行われる低所得世帯への支援につきましては、住民税非課税世帯に3万円、同世帯内の子ども1人当たり2万円を加算して支給するという国の方針に準じて実施しようと考えております。なお、この低所得者世帯への給付につきましては、国会における補正予算の成立が前提となることから、予算成立後に遅滞なく支給できるよう準備して参りたいと考えております。

2点目の重点支援地方交付金につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、当該交付金を活用した支援を行って参りたいと考えておりますが、村としての事業メニューについては、各自治体別の配分額が国会における補正予算の成立後に示される予定であるため、

こういった支援が必要か内部で事業の検討を行いつつ、配分額がわかり次第速やかな予算化と事業実施に向けて取り組んで参りたいと考えております。

2 番目のご質問であります「今後の保険証（国保・後期高齢者）の取り扱いについて」であります。いわゆる「マイナ保険証」については様々な疑問や誤解があり、不安に思われている方も多くおられると認識をしております。資格確認書はその運用等について厚生労働省から取扱いが示されており、マイナ保険証を持っていない方やマイナ保険証を持っているが要介護高齢者等でマイナ保険証での受診が難しい方に対し申請により交付できるものとされております。国ではマイナ保険証利用を基本とする仕組みへ移行することとしており、資格確認書は必要な方に交付し、すべての方へ交付するものとはされております。交付申請はご本人以外からの代理申請も可能でございますのでご理解いただきたいと思いますと考えております。また、マイナンバーカードやマイナ保険証に対する心配も多くあることから、随時、広報等による丁寧な制度周知を図って参りますが、マイナ保険証の利用登録や解除など分かりにくいこともあるかと思っております。個別の状況に対応させていただきますので、まずはお気軽に窓口へご相談いただきますようお願いいたします。

3 番目のご質問であります「介護保険の地域支援事業について」であります。が、「認知症カフェ」いわゆる「かだるカフェ」は、毎週木曜日に「ねま〜る」を会場に開催しており、毎回13人程度の参加を頂いている状況でございます。参加者を増やすことや開催場所の工夫につきましては、委託先であるNPO法人風花と新年度に向けた協議を重ねており、例えば、キッチンカーの活用や地区健康相談や地区サロンと併せて開催することなどについて検討しているところでもあります。また、認知症総合支援事業は、久慈広域連合からの委託料により各市町村の地域包括支援センターが実施する事業の一つであります。議員ご指摘の「事業経費の支出がなかったこと」に関しましては、他市町村では認知症養成事業など外部に委託して実施しているところを、本村では他団体の事業を活用したり、職員が直接事業に携わって実施しているところから他市町村と相違しているものであります。

4 番目のご質問であります「住民懇談会『村長と語る会』について」であります。が、本年度も地域から開催希望を募ったところ、村内9か所において懇談会を開催し147人の住民から参加をいただいたところでもあります。また、要望等があっても開催を希望しない地区が6か所あったところでございます。懇談会は、事前に地域の希望に応じた日程を調整のうえ開催しており、要望に対し、すぐに対応できるものは対処しているところでもあります。住民懇談会は、村側が地域へ伺い住民の皆さんと膝を合わせ、生の声を聴くことができる貴重な機会であると考えておりますので、地域の意見を取り入れながら、懇談の場を増

やせるよう努めて参りたいと考えております。

５番目のご質問であります「『国民宿舎えぼし荘』の環境整備について」であります。現在、えぼし荘周辺は、従来からの宿泊や観光目的での利用に加え、みちのく潮風トレイル、震災学習、のだ塩工房見学など、様々な利活用がされているところであります。えぼし荘敷地内及び周辺の維持管理や環境整備に関しましては、指定管理者と村が連携して実施しており、今後においても利用状況やニーズの把握に努めるとともに、おもてなしや利便性の観点なども含め、適切な管理とサービス提供を行って参りたいと考えております。以上でございます。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
 丹野和子君。

丹野議員 再質問させていただきます。「物価高騰対策について」の（２）の事業者支援について。事業者支援として県では６年に物価高騰対策賃上げ支援事業を実施しました。これは既に１１月で終了しておりますが、県内で３,０００件近く約１０億円の利用があったとのことでした。この事業について、これからは県は「再度この支援金を実施する予定である」とあります。この事業について野田村では利用件数が２件とすごく少なかったもので、これから県がこの事業を再度実施した場合は村内で多くの事業者が利用できるよう周知とか、また村独自の支援の上乗せなどそういうような方向で進めてはどうでしょうか。

議長 村長。

村長 丹野議員の再質問にお答えいたします。県の事業は県の事業として、周知とかそれについては県でいろいろやっていると認識をしております。それに対しての村の単独でのかさ上げということについては、財源の問題等もございますし、今回の国の交付金等がどの程度来るか、そのことがまたそちらの方に回せるものがあるのかどうか等も含めて検討したいと思っておりますが、県がやっている事業、今回の今お話があった部分についての村単独のかさ上げっていうことは、なかなか難しいのかなと考えております。以上でございます。

議長 丹野和子君。

丹野議員 「今後の保険証の取り扱いについて」再質問させていただきます。これから

のマイナ保険証に伴う村のスケジュールはどのようになっておりますか。7月31日まで保険証は使えるとのことが広報に書いてありましたが、資格確認書の送付はいつ頃になりますか。そういうような今後の村のスケジュールについて村民に周知が必要と思いますが、それについてお聞きします。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えいたします。今の保険証の有効期間が7月までありますので、その前までには作業を進めたいということと、保険証等を無くしたという方々には、その都度対応しておりますので、その辺のところを目途に動いていければと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 「地域支援事業について」、認知症総合支援事業の中の認知症サポーター活動促進とか地域づくり推進事業について、支出はないけれども内部の方とかそういうような事業を使ってとかで実施しているというお話がありましたが、これについて、一般の方を対象に講習会とか研修会とかを開く予定は今後あるのでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えいたします。これにつきましては先ほど申し上げましたように、他市町村では外部委託をしているために表の方に数字が出てきている。村の方では、他団体でのいろんな事業を活用して共催の形でやったり、あとは職員が直接関わっているということでございます。例えば、孫世代のための認知症講座とかですね、そういうものを岩手医科大学の先生と村の保健師等が共同して開催しているものもございますし、いろいろな事業等活用したり直接職員が活動しています。今後の活動については、様々なご意見等伺いながら、どのような範囲までが対応可能かということと、どういうことが必要になってくるのかというものを検討しながら進めていければと考えておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 次に「住民懇談会「村長と語る会」について」開催できるような働き掛けの一つとして、各地区の課題を取りまとめる文書に、村としても情報提供できるようなものを記入したらいかがでしょうか。今回は、「のんちゃんネットの終了に伴う新しい情報配信方法について」というのは、村民にとっても大変重要な情報ではなかったかと思います。これは開催を希望した地区に対しては、「こういう説明も行います」と文書にきちっと書いてありましたけれども、最初から「村として話すことがある」と書いた方が希望しやすいというか、そういうようなことではないでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えいたします。住民懇談会につきましては、地域からの課題とかですね、例えば前年度要望、また今年度の要望等ということでやりとりをさせていただいているところです。それ以外にも村からの情報提供はこれまでもしてきたところでございます。今の「のんちゃんネット」に関しましては、住民懇談会を開催していただける地区については懇談会で説明をいたしますと、それ以外の地区については懇談会とは別に説明会等を開いておりますので、その上でまた懇談会でも申し上げましたけれども、1月になれば村としてのLINEが整備されると。そうすると実際にLINEを使つての動きが説明できるということで、またそれが出来次第いろんな形で住民の方々に周知しながら使用することに慣れていただくということにしたいと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 もう一点、「住民懇談会「村長と語る会」について」これは各地区には、ちゃんとどういう結果だと返事をしたと答弁したというお話でしたけれども、これは住民全員に「こういうようにして村長と語る会を開いて、こういう結果だった」と広報などで知らせることが必要だと思います。例えば、解決できたこと、解決すること、これから中学校の所の木は伐採しますとか、あとは継続して取り組むこととか、そういうようなことを村民に知らせることによって、これからの参加者を増やすきっかけになるのではないかと思いますかどうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えいたします。各地区からの要望ですが、地区に限っ

たものもあれば、その地区だけではなく影響するものもあると思います。その中で令和5年度の要望は32項目あったんですけれども対応済みが20件あり、また県への要望、国への要望等、あとは未対応もあります。そのようなことで対応した部分ということについての個々の説明につきましては、どのような形が必要なのか、またどのようなことが今おっしゃったようなことにつながっていくのかというのを精査しながら検討してまいりたいと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 最後の「「国民宿舎えぼし荘」の環境整備について」産業常任委員会でえぼし荘の視察を行いました。その時、細かいことだけれども庭木をどうしたらいいとか、そういう環境整備について具体的な項目も含めて出てきました。すごくお金が掛かることや大変なことも内容にはありましたけれども、そういう事じゃなくて意外とちょっと気をつければできるような事もあると思いますので、村と指定管理者とで検討してってありましたけれども、そういう形でできることから環境を整えていったらどうでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えいたします。「国民宿舎えぼし荘」の環境整備、私も時々お昼家族と使ってみたり、たまには泊ってみたりするんですけれども、おっしゃる様に以前と比べると庭木であったり、いろんな部分があまり整備されていないということに気づいております。そういうものについては、ときどき嫌悪するわけですが、ものによっては非常に知識が必要であったり技術が必要であったりというものもあります。その辺を見極めながら、できる範囲がどこなのかというようなことを検討しながら、来ていただいたお客様たちがあまり良い思いはしないような汚い形ではまずいと思いますので、その辺のところ可能な限りの整備に向けて検討していければと思っておりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

議 長 以上で、4番、丹野和子君の一般質問を終わります。

議 長 お諮りいたします。

ここで、昼食のため、休憩したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、13時30分まで休憩いたします。

(休憩 11時36分)

(再開 13時30分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。
日程を続行いたします。

議 長 1 番、山田陽子君の一般質問を許します。
山田陽子君。

山田議員 1 番議員、山田陽子が村政の様々な山積する諸課題の中から 6 点について質問いたします。

1 点目「地域おこし協力隊について」総務省が所轄する取り組みの一つで、人口減少や少子高齢化などの課題を抱える地方自治体が、都市部などから新たな担い手として人材を受け入れ、地域力の充実・強化を図る目的として平成21年度に創設された制度です。野田村においても、平成30年度より制度を導入して7年目を迎えます。これまでの成果と課題についてお尋ねします。

2 点目「漁業者支援について」野田村の基幹産業である漁業の不振は深刻な問題です。サケ・ホタテ漁等の不振に加え、アワビの値崩れ等漁業者の苦労は大変なものだと推察されます。村においては、このような状況をどのように捉えているのか、当面の経済的補填などの支援の考え方はあるのかをお聞きします。

3 点目「涼海の丘ワイナリーについて」小田村長は、株式会社のだむらの社長でもありますので、以下についてお尋ねします。本年 9 月「株式会社のだむら」の前年度決算が報告されました。報告書によると涼海の丘ワイナリーは、醸造 8 年目で売上高1,478万7,000円、前年度比884万6,000円の減、売上減は物価高騰の影響を受け消費者が高額商品の買い控えをしているからだろうと分析されています。更に当期純利益は1,152万4,000円の赤字で、前年比361万6,000円の赤字減ということです。そこでお尋ねします。ここは前年比ですので訂正願います。売上高が前年比884万6,000円の減（37.4%）で、赤字が前年比361万6,000円減となっていることについてです。普通に考えますと前年度比37.4%も

売上が減になると赤字も増えるように思いますが、なぜこのようなことなのか改めて説明を求めます。なお、涼海の丘ワイナリー事業の単独の決算は累積で黒字でしょうか、赤字でしょうか。毎年度末の数値をお示してください。更に、「株式会社のだむら」の財政状況等報告は4つの事業が併せて行われておりますが、一つ一つの事業がわかるように、それぞれ事業ごとに報告されることが肝要です。このことについていかがお考えでしょうか。併せて今後の見通しについても伺います。

4点目「ごみ処理について」今年度7月から10月まで、可燃ごみ収集回数の全村2回試行を実施されました。夏場における収集を2回にするということでした。しかし住民の声は夏場のごみ処理が大変なので、夏場限定で週1回を2回にという要望ではなかったものです。もちろん住民懇談会の発言もあったことも承知していますが、それはもともと、なぜ地域によって週1回と2回の違いがあるのかという村民からの素朴な疑問があったはずです。今回の全村週2回の施行から見えてきたものは何であったのか、地域によって週1回、2回の格差に対する分かりやすい説明をお示してください。

5点目「水道水調査について」11月29日、発がん性が懸念される有機フッ素化合物（PFAS）が全国で検出されている問題を巡り、環境省と国土交通省は、水道水の全国調査結果を公表しました。2024年度に国の暫定目標値を超えた事例はなかったとのことですが、水道の安全性について住民は不安を感じています。当村におけるPFASの調査は行われているのか伺います。

6点目「災害避難行動について」12月1日に、冬の災害を想定した地震・津波に対する防災避難訓練が実施されました。こうした中、避難困難者等の避難行動要支援者の名簿について、整備はどのようになっているのか、また更新はいつどのように対応しているのか伺います。

以上6点よろしく願いいたします。

議 長 村長。

村 長 山田議員の1番目のご質問であります「地域おこし協力隊について」でございしますが、これまでに本村に着任した地域おこし協力隊の総数は12名であり、現在も7名の隊員が、農業や漁業などの第1次産業、移住定住対策や福祉分野のほか、地域活性化全般に取り組むなど、多方面で活動しております。現在は制度導入から6年が経過し、隊員の任期満了後も、そのまま村への定住につながる例が複数生まれており、そのことによる第1次産業分野における担い手の確保のほか、元隊員を軸とした新たな交流人口の拡大など、多様な効果が感じられる状況となっております。課題といたしましては、隊員が任期満了後も村

に残れるように、定住に向けた支援が重要であると考えております。村にとって貴重な人材受け入れの制度でありますので、今後においても、効果的な運用ができるよう、引き続き努めて参ります。

2 番目のご質問であります「漁業者支援について」であります。議員ご承知のとおり、村水産業の主要魚種は軒並み不振にあえいでいる状況であり、現在、関係機関と連携しながら原因の究明と有効な対策など情報収集しているところでもあります。貝毒によるホタテの出荷自粛規制や、サケ資源の激減等は、村水産業の根幹を揺るがす事態であることから深刻に受け止めており、これらの事態が長期化する懸念もあるため危機感をもって状況を注視しているところでございます。当面の経済的補填につきましては、一時的な支援としては有効と考えられますが、長期化の懸念もあることから、漁業者が継続して漁業を営むために必要な支援策について、対応を見極めて参ります。

3 番目のご質問であります「涼海の丘ワイナリーについて」でございますが、株式会社のだむらの経営状況説明書の営業概要によると、議員ご指摘のとおり売り上げ高とともに赤字も減少しております。これは、主にワイン販売単価の値上げによる売上原価率の減及び経営努力による販売管理経費の減に起因するものと認識をしております。

次に「涼海の丘ワイナリー事業の単独の決算の累計」についてでございますが、令和5年度末時点で△5,177万4,000円の赤字となっております。年度末ごとの数値としては、平成28年度は△837万4,000円、平成29年度は△192万3,000円、平成30年度は△590万1,000円、令和元年度は△668万3,000円、令和2年度は588万9,000円の黒字、令和3年度は△811万7,000円、令和4年度は△1,514万円、令和5年度は△1,152万4,000円となっております。

また、「株式会社のだむらの財政状況報告書」についてでございますが、部門ごとの状況報告もなされておりますが、さらに分かりやすい表現を用いるよう同社に理解を求めたいと考えております。

ワイナリー事業については、厳しい経営状況が続いておりますが、社内各部門で販売することで売り上げを確保し、経営に貢献しているほか、生産者支援とともに農地の維持・管理、本村特産品の育成・PR等の意義もあることをご理解いただきたいと思います。

4 番目のご質問であります「ごみ処理について」であります。収集回数については明確な基準はございませんが、集積所の箇所数及び人口等から排出量が多く、集積所に収納しきれない場合があることから複数回、回収する地域が設定され、現在に至っております。収集回数の見直しについては久慈広域連合内全体での調整が必要となることから協議を継続しておりますが、協議には時間がかかることから、その間の対応として悪臭が発生しやすい期間に限ってで

はありますが、今年度全地区週2回の収集を試行的に実施したところであります。今年度の実施状況を見ますと、可燃ごみの収集量は前年同時期を比較し、減量となっております。村民の方からは今後も継続して実施してもらいたいとの声もいただいているところでございます。今後も関係機関との協議を継続して参ります。

5番目のご質問であります「水道水調査について」であります。PFASの検査を8月に簡易水道施設の原水6箇所を実施いたしました。その結果、いずれの箇所も検出下限値未満となっております。今後につきましても、水質基準に適合するよう、安全な供給に努めてまいります。

6番目のご質問であります「災害避難行動について」であります。ご質問の避難行動要支援者名簿は整備し、久慈警察署野田駐在所、久慈消防署野田分署、村消防団、自主防災会、民生委員及び社会福祉協議会に配付しているところであります。なお、名簿の更新につきましては、高齢者世帯や障害者手帳を所持している方などの情報を元に毎年見直しを行うこととしており、年度内に最新名簿を配付する予定としております。以上でございます。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
 山田陽子君。

山田議員 1点目の「地域おこし協力隊について」再質問いたします。「課題として隊員が任期満了後も村に残れるように、定住に向けた支援が重要であると考えている」という答弁ございましたが、具体的に何か支援についてお考えをお持ちなのかどうか。併せて、今後も積極的にこの制度を活用していくお考えがあるということのようですので、野田村にあってほしい必要な人材、分野といいますか、そういうことについて。例えばスポーツ関連の専門者だったりトレーナーとか、一次産業、二次産業の製造加工業で野田村にはパンを作っている所がない。現在は近隣の村の方から販売に来たり八戸の方から結構入ってきての状況の中で、せっかくであれば今後のことを考えた時に、来年以降複合施設もできるわけですが、それらにも利活用してもらうためには、そういったような人材も必要ではないのかなというように思っています。そのほかにもあると思うんですけれども、そういった野田に必要な新たなものがあってほしいと思うんですけれども、これらについては午前中もこの地域おこし協力隊のことについて質問された方もいらっしゃいましたけれども、逆に野田村の方からこういうことで野田村に来てもらえないですかと募集といいますか、そういうPRはできないものなのでしょうか。その2点について伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。まず任期満了後にも残れるようにという
ような具体的な所の中には、いろいろな内容がございますけれども、第一次産業
に従事する方についてはそれなりの支援等が国・県であったりいろんなことが
あります。それでも足りない部分等がございますので、村でのいろんな補助メ
ニューであったり、いろんなことをお話ししながら進めているところですが、そ
れでもまだ足りない事があるとすれば、今後もそれを考えていかなければなら
ないと思っています。一番が今後出てくるのが住む場所だと思っています。今
住む場所を何とか見つけて定住している方もございますけれども、十分ではな
い部分もあると感じております。これは空き家対策と併せて、いろいろな住宅
の確保という部分も進めていかなければならないと思っています。あと起業を
考えているという場合には、起業に対しての支援等もあるわけですが、今の部
分で十分ではない所もあると思いますので、その辺はそのような希望等に沿っ
た形でいろんな国のメニュー、県のメニュー、また村単独のメニューという
ところで支援していければと思っています。今、具体的にいろいろ出てきましたけ
れども、村では当初は第一次産業に限った形で募集しておりましたが、今はそ
れを外しまして、いろんな方々に来てもらいたいと「野田村でいろんなことを
したい、いろんなことをしてみたい」という方や、形で募集しておりますので、
どうということでも野田村でしていきたいということがあれば、うちの方では来
ていただければというように思っています。最後に、こういうことをしてもら
いたいという事の募集については、これは可能でございますので、村の政策に
合わせた形でどういうものに対しての希望がありますよというようなところ、
最初に第一次産業でスタートしたと同じような形でそういう人たちを募集しま
すということもできます。ただ、あまり絞り過ぎるとせっかく野田で何かして
みたいなという方が来にくくなるので、あまり絞らずにやっていければと思っ
ておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 わざわざ野田村を選んで来ていただいている地域おこし協力隊の方々には本
当感謝しますし、これは地域おこし協力隊の方ではなかったのですが、つい最
近、全然縁もゆかりも野田村にはないんですけれども、「野田に住んでいます」っ
ていう若夫婦にお会いしたんですね、それで「あら、どうして野田村を選んで
くれたんですか」と言ったら「住みやすいんです」というお話をされました。
すごくとても嬉しかったです。もちろん私も住んでいて住みやすい所だと思っ

ておりますけれども、他地域からの方がわざわざ野田村を選んでくれるっていうのは、本当に私たちには気づかない魅力がまだまだいっぱいあるんだなというように再認識しておりますので、そういう方々の期待に応えていかなければならない村ですので、ぜひいろんな意味で募集もできないわけではないと言いつつも、野田村の弱い分野についても新しい外からの視点で活性化につなげていただければなと思いますので、その点についてはどうぞよろしくお願いいたします。

次に２点目の「漁業者支援について」伺います。様々なことで注視していくということのようではございますけれども、注視も大事ですし、これまでのようなやり方ではない形で考えていかなければならないような時代になってきているという中で、漁業者だけではないと言いつつも漁業者にとっては切実な問題で危機だと思えます。ですから、村独自で一時的な支援でそれがいいかどうか別としても、今ここに来て２年以上もサケの不漁、ホタテが獲れても販売がなかなかできていないという中でやはり村として一時的でもいいですので、村単独でも何とか救済措置をしてもらえるような考えがないのか再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。水産業の状況については非常に厳しい状況であることは認識をしております。更にこの状況が長期化するのではないかという不安もございます。これは漁業者の方々も今後について非常に不安を持っていると思っております。この支援についてでございますが、今年度支援について若干内々に漁協と協議した経緯もございますが、なかなか今の状況の中で逆に難しい部分があるというような動きが取りにくいという部分がありました。そういう中で漁協としても水産業全体としていろんな取り組みを考えている。各地区、各市町村いろんな場所で新しい取り組みを進めている。このことに野田村の水産業振興のために取り組んでいく方向性をできれば作っていきたいと思っております。いずれ水産業という一つの業種のくくりだけでなく地域産業の振興、そして経済の大きな柱ともなるものでございますので、漁業者の方々が今後も継続して漁業を続けていく、そして生活していける状況になるように漁協さん、漁業者とも意見交換しながらしっかりと支援を考えていきたいというように思っております。そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 野田村は浜からの力をいただいてこれまで生業をしてきた所でございますの

で、できるだけ早期の対応をお願いします。

次に「涼海の丘ワイナリーについて」伺いたいと思います。令和５年度末時点で5,177万4,000円の赤字ということで、詳細について令和４年度と令和５年度が一桁違って1,000万円台の赤字になっている。一時的に令和２年度は588万9,000円の黒字だったようではすけれども本当に生産者をはじめ、このワイナリーに関係している方々もご苦労されているとは思いますが、この令和４年度５年度はなぜこういう状況になったのか、端的に要因は何だったのか、その時点で何か手立てがなかったのかどうか手立てをしたのかどうか、そのあたりについて再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。それぞれの年度によって赤字の多い部分たまに黒字になったりというような部分もありますが、これは販売量だけでなく、今お話があった令和４年度、令和５年度につきましては、山ブドウの生産が非常に少なかった、原料が少なかったということでワインの製造本数が激減しました。そのことによって在庫も少ない。ワインの製造本数が少なかったために、この赤字の額が大きくなったということが大きな要因でございます。今後この経営も内容等精査し、そして将来に向けた展望をしっかりと作り上げているところでございますので、この辺を解消しながら、しっかりと物を作り、そして売っていくということにつなげていければと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 製造ができなかったために赤字になっているということですね。そうしましたらば、現在の直近のワインの在庫本数を改めて確認したいと思います。また今回、村民からこのワイナリーについて「本当に大丈夫なのか」、「今後の負の財産になるのではないか」とか「村の財政に今後大きく影響を及ぼすのではないか」などの懸念の声がございします。今後この赤字状況の解消をどのように講じていくのかというところで、村長もこれからの展望というお話をしておりますが、計画的にこの赤字の解消も含めて進めていくことが必要だと考えます。今後３年から５年のあたりの計画をぜひ示していただいて、解消に向けて努力していただきたいと思うんですけれども、そのことについて再度伺います。また村民がいろんな懸念を持っておりますので、村長から安心できるような言葉がいただければ今後の見通しも含めて再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。まず令和5年度末の期末在庫本数が1万9,000本位でございます。作らなかったことで赤字になるよりも在庫が経理上、在庫そのものが計算されるので黒字の数字になってくるというようなことでございますので、そのようにご理解いただければと思います。この経営につきまして、これまで内部での作業等すべてワイナリーの中での作業の経理になっていたということで、これはトータルで株式会社のだむらの中でのいろんな作業の部分でしっかりと仕分けしていくということでかなり解消にはなってくると思っておりますし、今現在、地域プロジェクトマネージャーさんに来ていただいて約1年になるんですが、この辺で黒字化の見通しはついてくるものと思っておりますし、その中で時間をかけながらこれは解消していけるというような見通しでございます。ただやはり作らなければ形になりませんので、生産する所もしっかり支援しながらそれを作るという形にしていく。実はご承知のようにマスコミに取り上げられたということで一気に売れまして1か月で300本ぐらい売れたりですね、これはマスコミの力大きいな、PRの部分で我々足りないところがありますので、そういうところをもっと活用しながらやっていきたいと思っております。今度はどうしてもフルボトル1本の値段が高くてお土産にも買いにくいというようなことがあって、ハーフボトルを今度作りました。ハーフボトルにしたことで、いろいろなお土産に買っていただく方も結構出てきたというようなことでございますので、またいろいろな所で活用をしながら経営の改善に努めていければと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 今後ますます努力していただきながら頑張って、ぜひ早い時期に解消ができることを期待しております。

それでは4点目の「ごみ処理について」再質問させていただきます。以前から、収集回数については明確な基準がないというようなことで答弁いただいておりますが、基準を設定すべきではないでしょうか。そうでなければ1回2回のある意味、格差が出ているのかといつまでも疑問が残るような状況になります。基準がないのであれば改めて基準を設定すべきだと思います。その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。議員もご承知のことと思いますけれども、当初スタートしてからいろいろ回数や場所であったり等が変わってきております。そういう中で収集する側で、どうしても1日で収集できないという所が2回ということになった場所もあります。この収集箇所にもよりますし、その地域の人口等もあります。地域によっては、自主的に処理している方もあったりですね、いろんな事がありますので、それらも含めた中で適当にやっているんだということではなく、ある程度このような基準といいますか、こういうような考え方で進めているということをお示しできるような形に、またいろんな情報を収集し、また分析しながら進めていきたいというように思っております。

議 長 山田陽子君。

山田議員 その地域であったり、その地域の世帯数であったりというようなことだというお話もありましたが、それを言うならば、現在、明内地区とか中平地区っていう、よその地域等についても家の軒数が増えていますし人も増えているというような状況の中で、現在のこの状況に正しく反映されていないというように思うんですが、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。議員おっしゃる通り、震災後いろんな場所の軒数、人口また収集箇所等も変わってきておりますので、その辺も含めていろいろ検討していきたいと思っております。いずれ分別収集が以前に比べると進んできたことで、プラスチックゴミがしっかり分別されていることによって2回収集の場所の方々でも「今まで2回が1回になった」とか、そういう声も聞かれますので、全体的な見直しの必要性も考えながらその辺を検討していければと思っております。以上でございます。

議 長 山田陽子君。

山田議員 5点目の「水道水調査について」再質問いたしますが、PFASの検査を8月に実施したということのようでございますが、これというのは1年に一度ぐらひは今後も検査を進めていくものなのかどうかその点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。このPFAS問題これはPFOSというものもあるわけですが、新たに出てきた課題でございます。全国的にも数字を超えている部分、地域性、工場地帯とかいろいろな部分があつて、それを全国の組織の方でも問題にし、また対応官庁が環境省に変わったということの中で、そういうような検査についてはどうするのか、また検査の内容の精査についてもいろいろと動いているところでございます。現在、野田村においては先ほど申し上げましたように「検出下限値未満」ということでございますので、その辺の状況等見ながら、これについては必要に応じて検査をしていくということでございますので、そのようにご理解をいただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは最後の6点目「災害避難行動について」名簿の更新については年に1度見直しを行っているということのようですね、これってというのは年に1度で対応していくものなののでしょうか。よそから野田村に転入される方、あとは転出も含め、また逆にこういう対象者の方々は年齢も重ねている方が多いかと思うんですけれども、その点については年に1度で問題ないのかどうか再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。まずこれについては、基本年に1回ということで、ご承知のようにご本人が同意しない方も入れているのが全県の避難行動要支援者名簿。これについては、封筒に入れて普段は見られないということで、災害が起きた時には開けて見るというような状況になっています。その都度の補充があればいいと思うんですが、その部分は現在のところはしていない状況でして、それについてどの程度のところまでできるのかですね。これがその都度の対応になりますと、それなりの作業等も出てくる、そして役場の名簿を直すだけではなく、その方々からの同意はどうなのか、そしてその都度各団体に差し替え差し替えということになってきます。その事も踏まえた上でいろいろ検討していきたいと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 確かに手間はかかることは私も察しておりますが、命に関わるようなことでございますので、前向きにぜひ今後検討していただきたいと思います。再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。繰り返しになりますけれども、名簿提供する先の方ともいろいろ協議をしながらですね、どの程度のところまでできるのか、いろいろ検討していきたいと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 以上で、1 番、山田陽子君の一般質問を終わります。

議 長 次に、9 番、米田徳一郎君の一般質問を許します。
米田徳一郎君。

米田議員 9 番議員の米田徳一郎でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。令和 6 年は元日の石川県能登地方を震源とする能登半島地震をはじめ、地球温暖化の影響で台風や線状降水帯の異常発生など全国各地で甚大な被害が発生、多くの方々が生命財産を奪われたことに対し心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。年末年始の寒さ厳しき折、被災されました皆様の日常が一日でも早く取り戻されますよう、また諦めずに支えを信じ復旧復興を果たされますよう心からお祈りをいたします。今後におきましても千島海溝・日本海溝沖地震、南海トラフ巨大地震などの発生が懸念されていることに加え異常気象で風水害が多発、その影響で被害が拡大、その対策が急がれております。そのような中で当村の基幹産業である農林漁業におきましても資材費や肥料、光熱水費の高騰など経費がかさみ農家も漁家も困窮しています。特に漁業者は秋サケの不漁で採卵ができず、孵化事業の継続が困難になりつつあるといえます。ホタテ養殖についても貝毒の長期化、貝のへい死で養殖漁家が窮地に立たされています。加えて磯資源においても、磯焼けや藻場の減少などでウニ・アワビの生産が減少し廃業をも考える事態とのことです。このように先が見通せない状況で小学校の新築移転に加え、新たに交流物産等複合施設の建設が進められています。村民の期待も大きく今後の野田村の象徴となるよう一議員として取り組む覚悟でおります。そこで新たな「やりがい」と「生きが

い」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら」の実現を目指す、村政の諸課題の中から次の数点についてお尋ねをします。

まず1番目の「一次産業の課題と対策について」であります。当村の一次産業は、担い手不足などで高齢化が進み先行きが見通せない状況にあります。特に漁業においては主要魚種である秋サケ漁が激減し、漁業者や孵化事業、流通などに大きな打撃となっております。加えて地理的表示（GI）に登録された荒海ホタテも大量へい死や貝毒の長期化などで出荷できず事業継続も危ぶまれているといえます。そこで多くの課題が見えてきた農林漁業の現状をどのように認識され対策を講じられるのか、次の3点についてお伺いをいたします。

まず1点目の「農業について」であります。農業については前段でも申し上げましたが、担い手不足による高齢化、集積経営による農機具の大型化、そのことに伴う経費の負担増など課題が多く、その対策支援が必要と考えます。

そこで1つ目の村民の食の安全・安心と安定供給を計画的に進めるべきについて。日本のお米の自給率は38パーセントだと言われています。当村はと言いますと以前にお伺いしたところ、「統計を取っていないので分からない」とのご答弁でした。現実には農家戸数が減少し大半の農家が安価でもみ出荷し生活の足しにしている反面、村民の皆さんは高価な主飯米を購入しているのが現実です。このことをどのように捉え、村民の食の安全安心と安定供給に取り組まれるのかお伺いをいたします。

次に2つ目の、米価の高騰による生活困窮者世帯への支援についてであります。前段でも触れましたが昨年秋ごろからお米の値段が1.5から1.6倍に高騰しています。国民年金受給者、高齢者世帯にとっては死活問題だといえます。灯油購入支援も大事ですが、年末に向けた困窮世帯への支援を行うべきと考えますが村長の認識をお尋ねします。

3つ目の飯米、餌米の単価格差、農協の概算金差額の是正に取り組む考えはについてであります。前段でも申し上げました通り、お米の値段は昨年秋ごろから急騰し、お米が店頭から消え、購入すらできない状況が続きました。在庫があつたにも関わらず売り惜しみなどが続いた結果と言われています。そこで新米の価格が農協の概算金30キログラムで7,700円と示されました。買取業者が30キログラムで1万2,000円、餌米が一反歩当たり満額で10万5,000円で取引されています。仮に一反歩当たり30キログラム14俵と穫れたとすると農協単価で10万7,800円、追加2,000円ということですので、9,700円で計算しますと反当たり13万5,800円です。買取業者で16万8,000円となります。燃油、資材、農機具などの高騰によりこの差額は農家にとって大変な損失となります。この問題をどのように捉え対策を講じられるのか、村長のお考えをお尋ねします。

次に2点目の「漁業について」であります。冒頭でも申し上げましたが最近

の水産振興については、国、県などでも事態を重く受け止め、その対策を急がれていると伺っております。また漁業者をはじめ関連事業者は、生き残りをかけ試行錯誤を繰り返し頑張られているといえます。当村でも国、県と同様に独自に原因究明と対策を講じなければならないと考えます。秋サケの不漁、ホタテ貝のへい死、貝毒の異常発生による漁家の苦しみを一日でも早く解消し、安定的な漁業経営ができることを切に願うものです。

そこで1つ目の、サケ孵化事業の見通しと対策、支援についてであります。サケマス孵化事業は国、県の支援と各定置網漁業者、漁家などから漁獲数量により負担金をいただきながら経営されていると伺いました。そのような中で漁獲量が激減し、卵の確保もできずに事業継続が厳しいとのこと。県では放流時期を繰り延べて丈夫な稚魚の放流、海面養殖などを検討されていると伺いますが、その結果も数年要します。その間の施設利用が出来ず孵化事業の経営ができない中、経費がかさむ一方と言われます。このことを踏まえ今後の孵化事業の見通しと対策、支援について村長の所見をお尋ねします。

次に2つ目の、ホタテ養殖事業の課題と対策、支援についてであります。ホタテの養殖は県南地域のホタテ養殖に稚貝の生産供給をすることから始まり、ワカメ養殖を含め野田湾、野田地区で34戸の漁家が携わっていましたが現在では6戸と5分の1に減少、うち稚貝生産は4戸とのこと。最近の養殖漁業はワカメ、コンブ、ホタテと多岐にわたっていますが、いずれも高水温の影響や病気等で出荷量が減少、特にホタテ貝はへい死や貝毒の異常発生などの影響もあり出荷できない期間が長期化し、荒海ホタテの出荷もできず漁家の生活を脅かす事態となっています。そこでホタテ養殖事業の課題をどのように認識され対策を講じられるのか、また支援は検討されないのかについてお伺いをいたします。

次に3つ目の、藻場の再生でウニ・アワビの増殖を図りながら陸上養殖など漁業者の安定経営に努めるべきについてであります。藻場の再生でウニ・アワビの増殖を検討されている自治体や漁業関係者は多いとのことですが、県北沿岸の自治体ではいまだ聞かれません。磯焼けはウニの食害とジッカイソウの繁殖も考えられるとの報告もあるようです。当村の磯の表面にも広範囲にジッカイソウが繁殖しています。その周辺にはウニ・アワビも見られずワカメ・コンブも生えません。藻場の再生やウニ・アワビの増殖について、漁業振興上、村としても調査検討すべき課題だと思います。

また、陸上養殖で漁業者の安定経営に努めるべきについてありますが、ウニの陸上養殖とアワビ・ホタテの畜養施設を整備し安定経営に努めるべきと考えますが、上記と併せて村長の所見をお伺いいたします。

次に、3点目の「林業について」であります。林業については課題が多く、

特に国産材の需要低下と価格の下落、生産性の低さなど間伐できない森林が増加しています。そこで制度導入から20年を迎えようとしている、いわての森林づくり県民税で当村に関係した事業の内容、成果についてと、森林環境譲与税の事業成果についてお伺いをいたします。

次に2番目の「商工業対策について」であります。震災から13年が過ぎ自立再建や高台移転などでまちなかが衰退。比較的被害の軽かった商店がまちなかを支えています。震災のピンチをチャンスにと商店街の再生を強く訴えましたが力及ばず、区画整理事業も生かされずに御殿が点在しています。さみしさ悔しさを感じるのは私だけでしょうか。当村の復興事業はハード事業が概ね完了とはいえ取り残された地域が目につきます。現在ソフト事業を推進していますが、最近のハード事業に携わった事業者の受注にゆがみが生じ、他市町村他県に仕事を求めざるを得ない経営面で苦慮されていると伺います。そこで、次の点についてお伺いします。

1点目、村長はインターチェンジを起点に商店街の復興、まちなか賑わい再生を目指すとのことでしたが、いまだ実現されていません。その実現に向けた計画と事業導入、対策をいつどのように進めるお考えかお伺いをいたします。

次に2点目の震災復興に大きく貢献された建設業関係者は公共事業、個人の受注が激減し他町村や他県に仕事を求めて事業を継続せざるを得ない状況で苦慮しているといえます。そこで、建設業関係者の現状と課題、事業の掘り起こしと支援について村長の所見をお尋ねいたします。

次に3番目の「都市計画区域の見直しと土地利用計画の制定について」であります。久慈都市計画区域の範囲の中に野田村の市街地420ヘクタールが指定され、うち城内地区の一部が用途指定区域となっていたと認識しております。同地区の住民が震災後、高台移転や自立再建、転出などで再建が難しいなか三陸沿岸道路が開通。下明内地区にインターチェンジが設置され、そのエリアが村の玄関口となりうることから周辺エリアを将来構想の中に含め、土地利用計画を定め先行規制すべきと考えます。そのことを含め、用途指定区域の見直しとインターチェンジ周辺の地域を新たに土地利用計画区域に指定すべきと考えますが、村長の認識をお尋ねいたします。

最後の質問になります。次に4番目の「復興交付金の過大受領について」であります。会計検査院の検査報告で県内の4市町村が復興交付金など5件、1億3,906万円の過大交付を受けていたとの報道がありました。野田村は2011年から2017年までの6年間で住宅団地の分譲収入8,245万円と震災復興特別交付金1,177万円合わせて9,422万円を過大受領していたとのことです。議会には事前に説明報告があったものの村民にとっては寝耳に水。驚きは大変なもので議会のチェック機能をも同時に批判を受けました。今回の事案は申請時点で対応の

説明を受け、その手順に沿って進めていけば防ぐことができたものと思っております。そこで次の2点について伺いをいたします。

1点目、このことについて、むらづくり懇談会で報告をしなかったわけについてお尋ねをします。

次に2点目、原因について「人事異動の際に処理の共有が不十分だった。重要事項をリスト化して部署間での情報共有を徹底し再発防止を図る」と報道されていましたが、人事異動の際の処理が不十分だったのは、村なのか県なのか国なのか、いずれか。他市町村には分譲収入がなかったのかについてお尋ねをいたします。

以上、4項目について質問をさせていただきました。通告書では要旨のみを記載しておりますが質問の趣旨をご理解の上、丁寧なご答弁をご期待し登壇しての質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の1番目のご質問であります「一次産業の課題と対策について」の1点目、「村民の食の安全・安心と安定供給を計画的に進めるべき」についてであります。議員ご指摘のとおり、本村においても農林漁家の高齢化や担い手不足が生じており、食の安全・安心と安定供給のために計画的な取り組みが必要であるものと認識をしております。そのため、村では「食料・農業・農村基本計画」における基本的な方針に掲げる食料自給率の向上と食料安全保障を確立するため、令和5年9月に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定め、就農から経営発展までの一貫したきめ細やかなサポートにより、新規就農者の確保・育成や円滑な経営継承等を図ることとしております。この構想に基づき、関係機関と連携しながら、今後も村民の食の安全・安心と安定供給に努めて参ります。

「米価の高騰に伴う困窮者世帯への支援」につきましては、国の重点支援交付金など財源の確保も含め、状況を見極め適切に対応したいと考えております。

「飯米、餌米の単価格差、農協の概算金差額の是正」につきましては、新岩手農業協同組合が示した令和6年度主食用米の生産者概算金は、30キログラムあたり7,700円、飼料用米は30キログラムあたり900円程度と伺っております。単価に大きな差があるものの、国では収量に応じて10アールあたり55,000円から10万5,000円の上乗せを行うなど、飼料用米作付けに対しても経営安定策を講じております。村としても、単価格差に対し一定の支援がなされているものと捉えておりますが、地域の生産者の実情・意向等を踏まえながら、関係機関と連携し、必要に応じて対応して参ります。

2点目の「漁業について」であります、「サケ・マスふ化事業」につきましては、主力のシロザケは全国的・全県的に不漁が続き、今期は北海道でも厳しい状況が続いていると伺っております。種苗生産を担う下安家漁協では、回帰率の向上に有効とされる健康で大きな稚魚を生産・放流する取り組みを実施しており、村としては継続してこの取り組みを支援したいと考えております。

「ホタテ養殖」につきましては、貝毒の発生や夏場のへい死等、海の状況変化が原因と考えられる事象が生じており、安定出荷が見通せないことによる漁業者の収入の不安定化が課題であり、このような状況が続けば、ホタテ養殖を断念する漁業者の出現や、担い手確保が進まず、村特産品の代表として確立された荒海ホタテの生産が縮小する事態も憂慮されます。貝毒やへい死の対策につきましては、研究機関等の研究成果に基づく有効な対策の確立を切望する状況ではありますが、漁業者の生計維持や水産業が産業として継続していくためには、環境変化に対応した養殖品目の導入も視野に入れる必要があると感じているところでございます。村といたしましては、そのような新たな取り組みへの支援をはじめとした、漁業を継続していくために必要な支援策について、対応を見極めて参ります。「ウニ・アワビ」に代表される磯資源につきましては、春先の水温の上昇でウニの活動が活発化し海藻の芽を食べることに起因する「磯焼け」が、資源減少や痩せウニ等の品質の低下につながると言われております。他地区ではウニの陸上養殖や漁港泊地を使った給餌養殖で、ウニの食害を防ぎ、藻場の再生にも取り組むなど、本村においても参考になると考えております。安定的な磯資源の確保は、豊かな海の証しであると同時に、多くの漁業者にとっての利益になるものであることから、村も漁協や漁業者と連携・情報共有し必要に応じて支援してまいりたいと考えております。

3点目の「林業について」であります、「いわての森林づくり県民税」につきましては、平成18年に施行され、事業主体である岩手県において「いわて環境の森整備事業」や「林野火災予防対策事業」等に充当され事業実施されているところでございます。

「森林環境譲与税の事業成果について」であります、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に創設され、令和5年度までに総額4,861万円が本村に譲与されております。そのうち約3,425万円を活用し各種事業を実施してきたところであり、主な成果として、森林病虫害等駆除事業や林道維持、林地台帳システム等の導入などでございます。そのほか、昨年度はアジアの広場橋架替修繕を実施し、本年6月に橋の架替を記念したイベントを実施したところ、多くの村民の皆様と交流する機会が生まれ、木材利用の促進とともに、関係人口の交流創出にもつながったところであります。今後も、森林の公益的機能の維持・増進及び森林資源の循環利用が図られるよう適

正な基金管理を図るとともに、有用な事業を展開したいと考えております。

2 番目のご質問であります「商工業対策について」、前段の「商店街の復興、まちなか賑わい再生」についてでございます。コミュニティや商店街の再生とともに、賑わい創出を図る共同店舗「野田村リメンバーホープヴィレッジねま〜る」が、多種多様な方が多目的に活用できる施設内容となっており、村観光協会ほか関係団体が多くに関連イベントを実施することにより、地域の人々が集う場と機会を提供し「まちなかの賑わい再生」を担う役割を果たしているものと理解しております。さらには、まちなかの賑わい創出を図るため、令和5年度からキャッシュレス決済活用事業や村商工会青年部主催のイベントなど新しい取り組みも始まっております。引き続き、村商工会との連携や各店舗・事業所などの経営努力も重要であることから、新規事業支援や商品開発などの取り組みへの支援を継続するとともに、村商工会が主催する「野田村プチよ市」や村観光協会の各種イベントなど、今後も賑わいを創出するための事業に連携して取り組んで参ります。現在、建設中の交流物産等複合施設においては、村の玄関口としての機能を発揮させつつ、村内各種イベントや観光資源との連携により、賑わいの創出にも貢献できるものと考えております。

後段の「建設業関係者の現状と課題、事業の掘り起こしと支援は」についてであります。東日本大震災において被災した施設や設備などの復旧・復興工事等につきましては、村内ではほとんどの事業が完了したものと理解しております。これに伴い、議員ご指摘のとおり復旧・復興事業を担った建設業につきましては、震災前の仕事量、あるいはそれ以下になった事業者もあると思われます。村といたしましては、これまで同様、本村公共事業については地元業者が受注できるよう最大限配慮するほか、村勢発展のために必要な公共事業などについて、予算を見ながら計画的に事業を実施できるよう引き続き取り組んでまいります。

3 番目のご質問であります「都市計画区域の見直しと土地利用計画の制定について」であります。本村で指定している用途地域では、住宅の建設には制限がなく、店舗や工場においては規模により制限があるものの、これまで支障がなかったものと認識しております。今後、三陸沿岸道路の利活用により、大規模店舗や工場などの計画が生じる場合には、必要に応じて見直しや制定を検討しなければならないものと考えております。

4 番目のご質問であります「復興交付金の過大受領について」の1点目、「むらづくり懇談会で報告をしなかった理由」であります。本件につきましては8月5日の村政調査会において内容をご説明のうえ、9月定例議会で復興交付金返納に係る補正予算を議決いただいたものでありますので、そのようにご理解願います。

2点目の「人事異動の際の処理が不十分だったのは、村、県、国のいずれか。他市町村には分譲収入がなかったのか。」であります。三者いずれも事務処理が不十分であったものと認識しております。また、分譲収入につきましては、他市町村においてもあったものと聞いておりますが、国庫返納の事案となったのは本村のみと伺っているところであります。以上でございます。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
米田徳一郎君。

米田議員 数点について再度お尋ねをいたします。1番目の「一次産業の課題と対策について」であります。1点目の「農業について」であります。村内消費自給率100パーセントを目指し、村民の食の安全安心を図るために備蓄施設とかですね、ライスセンターなどの設置をして食の安全安心それから自給率を100パーセント以上にしてその残った分を村の産物としてほかに出すというふうなことも検討すべきと思いますが、その点について再度お尋ねをします。

議長 村長。

村長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。自給率100パーセント。先ほどの国の自給率が38パーセント、村では自給率を出していないというお話でしたが、令和5年3月議会で62パーセントということで答弁をしております。ただこれはカロリーベースの部分だということで、生産額ベースの自給率でいうと204パーセントということでございます。今お話のあったライスセンター等につきましても、村が整備ということではなく、農業者の方々がそのような団体等の中で、そのような整備を計画するということであれば、農業団体等と協議しながらいろいろとご相談にのっていきたいというように思います。自給率そのものというのは、非常に国として大きな課題であると思っております。それと今回の米騒動もそうですけれども国では十分に食料はあるというようなこと。これは海外から入れてという話で、これはロシアのウクライナ侵攻によって小麦が入らない、米等についても思ったように入っていない、ましてや水産物も海外の方でどんどん引き合いがあって入っていない。日本での食料そのものが非常に不安定になってきていると考えております。村としての自給率というよりは、国として県としての自給率をしっかりと進展させてもらうというようなことについての要望等もしながら、物事を進めていければと思っておりますので、そのようにご理解いただきたいと思いますし、いろいろご意見等もいただければと思います。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 確かに自給率、私の記憶では統計を取っていないので分からないというふうなお話だったように記憶しておりましたが、62パーセントというふうな今のご答弁で分かりました。ただ国を比較してみますと、お米等については、アメリカから工業輸出の関係で買わざるを得なくて輸入をして、アメリカの食料自給率が120パーセントなんだそうです。なおかつ農家に対する補助金は日本が40パーセント、アメリカは60パーセントの補助をしていると。こういったことから考えても、とても今の状況だと日本の農業は仮にアメリカとしますけれどもそことの競争にはならないと。ただ言われた通り輸入をし、そして、それを消費するだけで自給率がどんどん減っていくというのが現実なわけで。私が言っているのは、小さな村であれ大きな市であれ、その所で備蓄なりその住民の食の安全安心を確保するという意味では、村単位でそれを守っていかなければならないというふうな意味でこの質問をさせていただきました。ですので、農家がつて言いますけれども農家はどんどん減っていきます。今まで各戸で一反歩農業をやっていた方々がお米を保管していたやつが今はその人がたが辞めて集積になって、集積すると今度はたくさんの米が保管できなくなる。保管できなくなると生産したらそのまま安い価格でも県外に販売すると。そうすると、村民の食の安全なんて守れるわけがないって意味からこの質問をさせていただきました。この辺を再度検討していただけないか、しないかですね。昔は農協で備蓄をしていたんですね、米倉庫があって前田小路の上の方にありましたけれども、そこに全部保管して、不足分だったり、よそに供給する物を確保していたんですが、今は農協が北部中部全部で合併してしまったもので、それがなくなった。それを村が村民のために食の安全安心を確保するためには、そして農家を守るためにはそれが必要じゃないかという意味合いで質問させていただきましたので、その点について改めて再度ご答弁お願いいたします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えします。この自給率っていうのは非常に大きな問題であり、また食料確保するっていうのは当然の話で、これになかなか国の方が進んでこないのに忸怩たる思いを持っておるものでございます。しかしながらこれは村単位で備蓄ということについては非常に課題もあると思っておりますので、取り組むことは非常に難しいというように思っております。今、議員からお話ありましたように、組織は大きくなってもやはりＪＡであるとか

経済連であるとか部分の組織等の中でいろいろ議論もしていただき、国民の食料それがひいては住民の食料をしっかりと確保するということにつながってくるというのが理想であるなというように思っております。そのようにご理解をいただければと思います。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 確かに大きい組織になると小さい所までは目が届かないというそういう状況だと思いますので、小さいなりに取り組みを頑張っていただければと思います。それでは次に２つ目の米価の高騰による生活困窮者世帯への支援について…。

(中 断)

(再 開)

議 長 再開します。２)の漁業についてから。

米田議員 それでは、２点目の「漁業について」再質問させていただきます。答弁書の方で、ふ化事業の関係の方ですが、今、秋サケの漁獲高が少ない中でも採卵事業を少しやっているようです。ふ化施設を十分には活用できない。量が少ない。トラウトサーモンを試験的に養殖もしているそうですが、それでもやっぱり経費がかかるのでとても採算が取れないとそういうお話をされていました。これについても、やっぱりふ化事業そのものが大事ですし、それを維持していくには支援が必要だということ。それから当然、ふ化事業者もその点努力しなければならないということなんですが、今の状況だといつまで続くか分からないって、やめてもいいみたいな形になってしまっている状況だといわれています。その辺どのように下安家漁協さん、あとは村が県がどういった形で支援していくのか、その辺を確認あるいは村単独での支援そういったものをどういうふうに考えているかお尋ねをします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。サケは非常に厳しい状況にある中でも、かなり少ない量だそうですけども海産新魚の方ですね、ふ化事業を継続、また輸入もするというような計画、北海道もかなり厳しいようですけども、単独でもなんとかもっていきたいということでございます。それに対して、県また漁業関係団体等の支援等でやっていますが、村としても今回の補

正予算で支援の部分をこの間決議していただきました。サケそのものの将来像、非常に厳しいわけですが、やはりサケそのものを岩手県としても漁業者としても下安家漁協としても完全にあきらめるということではなく、もう少し頑張ってみたいというような方向であるようでございます。それに対して村としてできる支援を今後も継続していきたい。今やめてもいいというような言葉もありましたが、これはそうではなくて、いろいろ意見交換も担当課の方でもしておりまして何とか組合の経営を安定させたいということで、その中でもサケそのものも何とか継続しながら、それ以外のものも組み合わせながら、組合経営を安定していきたいということでいろいろ模索をしている。そんな情報等の交換もしております。そういう中で、最終的な形がどうなってくるかということは今後でございますけれども、そういうような中で動いておりますので、その辺のところでご理解いただければと思います。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 とりあえずは村独自であれ県であれ、いろんな事業を引き込んで、ふ化事業の支援をしていって、近い将来秋サケが従来通り獲れるように頑張っていたければというふうに思いまして、次の質問ですが、同じ内容の中で藻場の再生に取り組む姿勢を示されておりましたけれども、村も漁協もってということで、今朝の新聞だったと思いますが、岩泉町さんで特殊コンクリートで藻場再生ということで載っていました。その中で「漁業再生のきっかけになる藻場再生の将来的なブルーカーボン取引にもつながるといいですね」というふうなことで、岩泉町の担当課長さんがお話をされていました。野田村でこういった村が関わっての対応をされた記憶がないのですが、昔は村、漁協、漁家そういったところで議論しながら様々な対策を講じておりましたけれども、今はそれがないみたいに感じていますが、村の関わりはどういった内容で取り組まれているのかお尋ねします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。岩泉町での新聞報道、またそれ以外にも各漁協であったり、様々な自治体で藻場の再生についてのいろんな事業等が時々載ってきます。漁港漁村協会の要望の際、県の方では「いろいろな何がいいのかということを地域ごとに試しながらやっている」というような答弁がございまして、それに対して「そんな事態も試しながらの状況じゃない」と、「一気に全部やれ」というような発言をして参りました。それについては、

県漁連会長さんもその通りだと、とにかく今は待ったが効かないということでやっています。そのような状況の中で、漁協との意見交換、情報交換等はあるのですが、協議会等ですね、新たに開きながら議論だけではなくて行動に移していかなければならないと考えております。以前には焼き物のやつでやるといいということで、そういうものもあって、野田村でもちょっとやりましたし、他の漁協でもやったんですが、なかなかうまく行かなかった部分もあります。いずれどういう方法がいいのか、いろんな試験等もしているようですが、それをもう試す時期ではなくて、とにかく取り組むということに進めていければと思っておりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 今すぐ対応しなければ、漁家が持たないあるいはふ化場も持たないというふうなそういう状況ですので、ぜひ周りを見ないで自ら進んで対策に取り組んでいただきたいということを付け加えまして、次の質問に入らせていただきます。

次の「林業について」であります。これ2制度とも村有林には関わりがなかったんでしょうか。これを見ますと、今度の交流物産等複合施設の向かい側レクリエーション施設ではないですが山の山林の取得にこの経費を使うと。それよりも先にやるのがいっぱいあるような気がしたんですが、なんでここにそういう利用の仕方をしたのかですね、そもそもの目的は放置されている私有林の整備のために森林税を徴収しますよと、それを交付して森林環境を整備するんだというふうなそういう目的だったと思うんですが、なぜかそういう方向がちょこっと野田村は変わっているのかなというふうにも思えたものですから、その点について再度お尋ねします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。お話のあったような目的も当然あります。そういう中で、森林をどのように保全していくか活用していくかということの中で、様々なメニュー、用途がございまして、その中で本村においてはそういうような使い方をしたということでございます。また病虫害防除等の事業の経費であったり、林道の維持もですけれども林地台帳システム等まず導入しなければならないということで、そんなことにも使わせていただいております。いずれトータルで。実は昨日、森林審議会がございまして私委員になっておりまして出席しましたが、この税そのものを7年度までということで。その後のことについてはいろいろ議論されているという中で、岩手県は森林県

でもございますので、ぜひこれは継続した中でしっかりと岩手県の山を森を守っていくべきという意見が多数であったというようなこともご報告申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 村有林のやつは対象外ということですか。これも対象になるんですか。それから今お話がありました森林図、これについては以前にもあったんですが、それは見直しをされるということなんでしょうか。この点について2点お尋ねをします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。森林図、これは先ほど申し上げました事業の中、林地台帳システムの中で更新していくというようなところになります。様々なやり方でドローンでやったりいろんなことをしながら、そういうものを活用しながら更新とか見直しをしていくということになります。基本的には、村有林でなくて私有林を対象としている事業でございますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 分かりました。ぜひこの目的に沿った利用を、優先順位を決めて取り組んでいただければ幸いだなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。次に2番目の「商工業対策について」であります。商店街を形成している愛宕町とか横町、本町の皆さんの意向を踏まえた、まちなか賑わい再生を考えていなかったのかどうかですね。今残られている商店の方々が最初の質問でもお話ししましたが細々と経営してなおかつこれから県道の切り替えでインターチェンジができて人通りがなくなっていくって先行きが不安だという事なんで、その辺、ある程度お話をお聞きしながら支援なり、まちなか賑わい再生に取り組むべきというふうに思いますがその点いかがですか。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。大津波の後ですね、地域の再生については、当然本町の方々、旭町の方々、それ以外の近隣の方々も一緒

になって、まちなか、まちづくりを進めてきたわけです。そういう中で商店を再建するという意見は全くございませんでして、ご承知のように今、頭に浮かぶところでは後継者がすべてない場所でした。そういう中でああいうような形にしたわけでございます。ただ、やはり今、道路の形が変わってきた事によって交通量がかなり減ってきている。そういう中でまちなか再生、現在の商店街を再生していく、また利用してもらおうということをですね、今度の複合施設等活用しながら、そしてまたイベント等活用しながらですね、また、この頃、みちのく潮風トレイルの方々が外国の方も含めて結構通っている。そういう方々の寄っていただけるような仕組み等も作りながら、何とかにぎわいを少しでも取り戻すということにつなげていければと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 それでは3回と言うことですので、2点目の震災復興に大きく貢献された建設業関係者の問題についてお尋ねをします。先ほども山田議員さんの地域おこし協力隊の中でご答弁がありましたけれども、住む場所ですね、この建築業関係者の方々に対する仕事の掘り起こしの部分ですけれども、空き家のリフォームとか空き家の有効利用、これに結び付くのではないかなというふうに、先ほど山田議員さんの質問に対するご答弁を聞きながらそう感じたのですが、やはりそれには建築業関係者が携わらなければならないということなので、その辺もですね、よく見極めて空き家を精査して改修して、地域おこし協力隊の方々が住めるような状況になれば、更に人口も増えるし地域おこし協力隊のお力をお借りできる、そういうふうな状況だと思います。

それから次の建設業関係者の方々ですけれども、今かなり村道であれ側溝であれ、傷みが激しい道路がかなり目立ってきましたが、これらを建設業関係者等に計画的に発注して仕事を精査していくという方法もあるかと思っておりますので、その辺も計画的に取り組まれるようにできればというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょう。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。お話のあった空き家のリフォームについては、補助の事業メニュー等、今見直し等もしているところでございます。そういうことによって空き家を貸していただくというような、活用するという方向に向けていければと思っております。一つ課題は前にもお話

したんですが仏壇の関係ですね、これについて何か良いアイデアがあればというろいろ模索しているところですけども、その辺も含めた中で、津波直後は空き家がほとんどなかったんですけども、今空き家が段々出てきたというような状況が見受けられますので、その活用については非常に課題でもあるし、ある程度の活用がうまく組まれれば村にとってもプラスになる部分もあると思っていますので、そのような形でいろいろ検討を進めて参りたいと思っています。また建設業関係の方の今のお話ですけども、これについては以前から財源等見極めながら、いろいろな補修やら新しい工事やらという事をやっております。なかなか財源がつかないというところで厳しい所もございますけれども、いずれ先ほども申し上げましたように、しっかりと必要な部分について村内業者が受注できるような事も工夫しながら進めていきたいなと思っていますので、そのようにご理解いただければと思います。

議長 米田徳一郎君。

米田議員 いろいろ復旧復興にご尽力いただいた方々、そのために機械や資材を投入して対応された業者の方々の支援もやはり必要じゃないかなというふうな意味合いから質問をさせていただきました。それでは次に3番目の「都市計画区域の見直しと土地利用計画の制定について」ということで、私の趣旨は要するに城内地区で区画整理事業をした地域がかなりまだ残っていると、それをどのように活用する要するに事業であれ何であれ取り組んでいただけるのか、できるだけ町並みは仮に無理だとしても、ある程度の住宅並みでも何でもいいんですけども、そこにまとめて町並みを形成できるようにしていただければ、更にまた野田村も発展するのかなというふうに思いますが、ただ私有地が多いものでそれも難しいっていうのも分かっています。取っ掛かりが最初から間違っていたなと私は感じていましたけれども、それを何とかこれからも進めていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。それからこの都市計画区域の見直しと土地利用計画の部分について、1点だけ再度質問させていただきます。時間があつたので私、日本列島改造論という本を読ませていただきました。これを執筆した方のお話ですけど、「高速交通網は国が担うと、地方は駅や空港、インターチェンジを活用し地方創生に努めるように」というふうなことをお話されていました。この機会を活かすのは今だというふうに思っています。よそのインターチェンジの周りを見ても野田みたいに今、空き地がある所はないんですよ。これは将来的に工場なりあるいはあそこがこれからどのように栄えていくか分かりませんが、それにはある程度の計画を持って規制しておかないと乱立されると計画が台無しになるし、インターそのものが

死んでしまうと、これを活かす方法を考えてほしいということを再度お尋ねをします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。この区画整理事業内のこれは間違っていたというお話もありましたが、あれは地域の方々と協議しながら進めてきたわけでございまして、これについてはその時点では、意見を伺って真摯に進めてきたものと思っております。ただ現在残っている場所については、当時は村の方に売却するというお話があったものが、結果、最終的にやっぱり売らないとなったり、あとは自分の所で活用するという計画であったものが、それぞれの事情が変わってきたことによって、そのまま活用せず残ってしまった場所等がたくさんあります。この活用については、私有地でございまして、村で大きな事業で必要となれば、そこは確保しながら事業ということですが、現在のところ、あの辺の地点ではそういうような計画もございませんので、何とか所有者の方がうまく活用するなりしていただければいいなと思っております。中には村有地も残っております。村有地については、現段階では村営住宅を建てる計画がございますので、そのように今事務を進めておりますので、村有地については活用しようと思っております。それからこの「高速交通網は国が担う」と言った方、非常に素晴らしいなと思います。なかなか担ってくれていないんですけれども、ただ、これは先ほどどなたかの時にも申し上げましたけれども、今玉川のインターについては進みつつあるということ、そして今のインター付近、当時重要な農地であると野田村でも非常に良い有用な農地であるということですね、そこは残すべきというようなご意見もございました。そのようなことも踏まえてあのような形となっておりますが、今後、時代とかまたいろいろなことが変わってくる中で、どのように動いていくか分かりませんが、そのような状況等踏まえながら、情報をしっかりと収集して必要に応じて見直し等を検討する必要があるれば、その辺検討していきたいと考えておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 最後の4番目の「復興交付金の過大受領について」です。ご答弁では他の市町村にもあったということなんですが、なんでほかの市町村がこういう問題が起きないで、野田村だけ起きたのかっていうことの疑問があったもので質問させていただきましたし、それから職員の方が退職された方もあるんですがそれ

との関わりはなかったのかということ。この2点を手短にご答弁お願いします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。これについては時期の問題等がございまして、実は会計検査院の方からも認めていただいた部分でございしますが、当時野田村が非常に早く終わった。被災地の中では一番早く終わったということで、その分譲収入の取り扱いについて協議をした記録がございします。その時点で、国、県の方が一番早く終わったんだけど、「どのような仕組みシステムでやるかがまだ決まっていない」ということで「少し待ってくれ」というようなことになっています。そういうような書類は残っておりまして、それを検査院でも認めてもらいました。そういう中で結局、本来であればそのことはそのこととして時期をみて返還という形を取るべきものが、そのままになってしまったと。これは村にも県にも国にも責任があるというように思っております。いずれ、このような状況でございまして、会計検査院の方にはこの過誤の分だけを返納しなさいということで返納したものでございします。以上でございしますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 以上で、9番、米田徳一郎君の一般質問を終わります。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、明日、午後1時30分に開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。

(散会 15時17分)

令和6年12月 第6回野田村議会定例会会議録（第3号）

招集年月日	令和6年12月10日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和6年12月13日（金） 13時50分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和6年12月13日（金） 14時30分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	5	中 川 昇	
	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長 小 田 祐 士
	副 村 長 中 村 剛
	教 育 長 菊 地 理
	総 務 課 長 大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長 松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長 神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長 貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長 前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長 小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長 明 内 和 重
本会議に職務のため出席した者の職氏名	書 記 小 谷 地 鉄 也
	書 記 中 居 正 美
	書 記 小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

第6回野田村議会定例会会議録（令和6年12月）第3号

令和6年12月13日

（開会13時50分）

議長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、日程に入ります。

議長 日程第1、「諸般の報告」を行います。
村長から、議案1件の追加提案があり、お手元に配付しております。

議長 日程第2、議案第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、刑罰の懲役と禁錮を一本化し拘禁刑と改めるものでございます。村の関係する条例内で引用しております文言等について改正しようとするものでございます。議案書をご覧ください。村の関係する条例は1ページの第1条、一般職の職員の給与に関する条例、2ページの第2条、野田村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、3ページの第3条、行政不服審査会条例、同じく第4条、会計年度任用職員の給与等に関する条例、4ページの第5条、個人情報の保護に関する法律施行条例、5ページの第6条、情報公開・個人情報保護審査会条例、同じく第7条、野田村議会の個人情報の保護に関する条例の7つの条例であります。これらの条例内で引用いたしております、懲役、禁錮の文言を改正後の拘禁刑に一本化するものであります。次に6、7ページの附則でございます。第1項は施行期日について規定しており、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものでございます。第2項で、この条例の施行前にした行為については、施行日前の罰則が適用される。なお、従前の例によっております。また、第4項では人の資格に関する条例等の規定の適用については、この条例の施行後に拘禁刑とされたものだけでなく、懲役、禁錮とさ

れたものも資格制限の対象となるものなどについて規定しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第3、議案第10号「子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭及び寡婦等医療費給付条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第10号「子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭及び寡婦等医療費給付条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。改正の趣旨でございますが、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する施行令の施行に伴い、令和6年11月1日から、児童扶養手当の所得制限限度額が改正になることから、所要の改正を行うものでございます。改正案の内容でございますが、第4条「受給者の制限」第1項第4号で引用しております、児童扶養手当法施行令「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項第1号」に「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」にそれぞれ改正しようとするものでございます。附則は、この条例は公布の日から施行し令和6年11月1日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例によるものと規定しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第10号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第4、議案第11号「交流物産等複合施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
産業振興課長。

産業振興課長 ただいま議題となりました、議案第11号「交流物産等複合施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」議案内容をご説明申し上げます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、交流物産等複合施設。所在地は野田村大字野田第25地割3番地1。指定管理者となる団体は、野田村大字野田第20地割14番地、株式会社のだむら。指定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの一年間でございます。以上で議案内容の説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いいたします。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
山田陽子君。

山田議員 確認させていただきたいと思います。今回指定管理者を指定ということでございますが、本来であれば民間等含めながら競争入札の方法もあったかと思いますが、それらの検討もされていたのか、またなぜ競争入札ではなくこの形で進めてきたのか、その理由について伺います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 山田議員のご質問にお答えします。こちらの施設につきましては、指定管理制度を活用して施設管理をしていきたいと思っております。公募、非公募について今回は非公募になっております。この施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の第2条に基づきまして、手順を踏んで事務を進めてきたものでございます。そしてこの非公募の理由としましては、1つは交流物産館、産直施設の機能を新しい施設に移転するということでございますので、施設管理の運営ノウハウがある現行の指定管理者による、切れ目なく安定した施設の運営管理が引き続き必要であると考えております。地域人材の活用もしくは雇用の創出等も見込むというものでございます。2つ目が産直機能も移転するということでございますので、こちらの団体、出品者出展者の円滑な連携が必要不可欠であるということでございます。また村の産業振興の一層の活性化を図るためには、第一次産業の農家漁家の所得向上、そして村の観光拠点となるよう村と産直、そして指定管理者と一体となって取り組んでいく必要がございますので、以上のことから施設の機能、性質等を考慮しまして、合理的な需要があるということから、非公募としたものでございます。以上でございます。

議 長 山田陽子君。

山田議員 これまでの経験を活かしてということで非公募で進めてきたという事のようにですが、そうしますと施設を目指して5年は経過していると思いますが、最終的にはいろんなことがあった中で、既存の道の駅と産直さんを単純にそのまま移転したイメージで、それありきだったのかなという思いがしまして、ちょっと残念だったなと思っております。もちろん核となるこれまでの活動をしている所もとても重要だと思っておりますが、せっかくこれだけの規模で予算もかけて新しくやっていく中で、ちょっと新鮮味がない、もうちょっとみんながわくわくして頑張っていこうよっていう気運が見受けられないなと思っております。そのあたりのところは、これからになるかと思いますが、新しい所で期待はするものの、せっかくの施設をどういうふうに活かしていけるのかなというところで不安もあるんですが、その辺の努力は今後のことになるかと思いますが、なにせ株式会社のだむらさんはいろんなものを抱えておりますよね、昨日の一般質問でも伺っておりますけれども、えぼし荘、ワイナリー、塩工房等々という所の中で、そういった経営状況も厳しい中で大変になってくるのではないかなと思っておりますが、やってみないとわからないということだと思っておりますが、そのあたりの見通しはどのようにお考えなのか再度伺います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 山田議員の再質問にお答えします。交流物産等複合施設の整備に関しましては、平成27年の年に構想があったと記憶しております。それ以降、皆さんに広く参画する方を公募して、いろんな意見をいただきながらこの施設、どのようなものが野田村にふさわしいか、どのような方法がいいか、産直の皆さん、出店希望する方、村外の方も含め意見を聞きながら、具現化を目指したものが今の事業となっております。いろいろ意見は今まで伺って施設に反映されているものと理解しております。また、こちらの部分で産直の皆さんも非常にモチベーション高く準備を進めております。「自分の作った野菜を並べると売れると、すごく喜びを感じる」という話をこの前も伺ってありました。非常にモチベーションが高いものと思っております。経営につきましては、株式会社のだむらは指定管理候補者になりますが、会社ともに事業経営がうまく回るように、村としてはお手伝いを進めていきたいと思っております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
米田徳一郎君。

米田議員 1点だけお尋ねをします。令和6年度当初予算、この交流物産等複合施設の予算について附帯意見を附して採決したわけなんですけど、その中で駅の機能を残すということでの附帯意見だったんですけども、「これは残すようにする」ということなんですけど、駅の機能をどういった形で残すおつもりなのか、要するに村が直営でやるのか、それとも誰かに委託するのか、また指定管理者の株式会社のだむらにやらせるのか。この辺を少しお尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 米田徳一郎議員のご質問にお答えします。今の観光物産館の中に駅の機能が入っております。来年度につきましては引き続き、株式会社のだむらが指定管理者となっておりますので、その中で駅の機能は残していくものと思っております。それ以降につきましては、どの方法がいいかというのは、議論すべきであると思っております。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 交流物産等複合施設については、連休に合わせて整備をすると。けれども駅の機能については、今の指定管理をしているうちは、株式会社のだむらでやるけれども、それ以降については「これから検討します」では、ちょっと住民に対して説明ができないように感じますが、その辺は少し方向性を示して、「交流物産等複合施設の指定管理はここにします。駅舎については直営にします」とか「委託をします」とか決めての取り掛かりでないと、村民の方々は不安を感じるのではないですか。その辺を早めに議論して、できるだけその方向性を村民に示すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 米田徳一郎議員の再質問にお答えします。こちらの事業につきましても議論はしていますが、その方法、内容につきましては今後詰めていきたいと思っております。そして、公表できるタイミングになりましたら皆様にお知らせしたいと思っております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 私もこの件に関しては、競争入札でやった方が良かったんじゃないかなという思いだったんですが、非公募という形で選考しなかったということのようですが、例えば今日もらった資料「交流物産等複合施設の指定管理料について」に、基本的な考え方とあってある資料ですが、ここに金額はともかくとして、人件費、事業費、維持管理費とあり、見込額と金額が入り、備考欄があります。例えの話で申し訳ないですが、仮に公募型にしたとして3者に例えば見積もりを出してもらって入札にかけるとなった場合に、この備考欄に書いてあるような形で、これだけの入札にかけることができないような気がするんです。もっと詳しくやった方が良かったのではないかなと思うんですが、その辺のご見解をお願いします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 小野寺豊議員のご質問にお答えします。今回の制度につきましては、指定管理者の制度を活用していきたいと思っております。指定管理者の制度でい

くと、公募もしくは非公募という形で管理者を選定していくことになります。そして契約等ではなく、議会の議決を経て協定を結ぶというような制度となっておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 あくまでも例えばの話で、競争入札にしなければならない案件だったとします。そういった場合、先ほど話した資料の備考欄の業務範囲で入札して、業者が見込額を出せるのでしょうかというお尋ねでした。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 小野寺豊議員の再質問にお答えします。この指定管理者制度につきましては、入札等の制度ではなく公募非公募という方法になっております。この法律に基づいて、この制度運用しておりますので、入札という方式ではないというところを一つご理解いただきたいと思います。また、非公募になった理由につきましても、不特定多数の方がいらしてできるということで採択してしまうということになると、非常にいろんな理由から、産直の機能を皆さんと連携し継続して事業を運営する。もしくは今の物産館そして産直の円滑な事業の切れ目ない安定した運営というものは非常に補償されないという部分もありますので、そのようなものを加味しまして、非公募という形にしたというものになっております。以上でございます。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 まあ分かりました。この資料も概略ということで説明を受けて、これはこれでいいと思いますが、資料の維持管理費の備考欄に「その他設備保守点検費など」とありますが、浄化槽が設置されますよね、浄化槽も想定してのことでしょうか。それから、今年もでしたが積雪量が増えている傾向にあります。結構広い駐車場ですし北側で雪が溶けにくい所で、除雪が大変だと思うんです。場合によっては、場外排雪しなければならないようなこともある程度見込んでおかないと思っておりますが、例えば1メートル雪が降った、さあ大変だ。となった場合に、除雪費用は誰がどのように負担するおつもりでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長　　小野寺豊議員の再質問にお答えします。そのような施設の維持管理費も指定管理の中で見込むべきだと思っております。ただ、除雪に関しましては、村とも調整しながら方法を協議していきたいと思っております。基本的には施設管理の維持管理については、指定管理者にお願いすると。可能な範囲で村は協力できるものは模索していきたいと思っております。以上でございます。

議　　長　　ほかに質疑ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議　　長　　それでは採決いたします。
議案第11号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議　　長　　次に、日程第5、議案第13号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副村長。

副 村 長　　追加提案をいたしました、議案第13号「財産の取得に関し議決を求めることについて」申し上げます。本案は交流物産等複合施設関連用地に供するため、山林を佐藤殖林合名会社から買入れしようとするものであります。以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議　　長　　次に、議案内容の説明を求めます。
産業振興課長。

産業振興課長　ただいま議案となりました、議案第13号「財産の取得に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。取得する目的は、交流物産等複合施設関連用地に供するため、取得する財産は、野田村大字野田第24地割字秋田38番、種別は土地、細目は山林、面積は1万6,960.59平方メートルについて、878万7,206円で取得しようとするものでございます。取得の相手方は野田村大字野田第19地割3番地、佐藤殖林合名会社、取得の方法は、買入れでございます。2枚目には参考資料といたしまして、図面を添付しております。黄色の部分が対象となる土地となっております。以上で議案内容の説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いいたします。

議　　長　　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
小野寺豊君。

小野寺豊議員　いよいよ取得するということになったわけですが、例えば取得した場合に、交流物産等複合施設が連休明けぐらいにオープンするとなった場合、例えば、工事が始まるとか一部間伐するとか、3年間かかって全体を整備するとか、この山林をどのように活用していくか大雑把なスケジュールを想定されていると思いますが、いかがでしょうか。

議　　長　　産業振興課長。

産業振興課長　小野寺豊議員のご質問にお答えします。3か年の計画で明確にお示しできるものは今、準備してございません。村長が一般質問の答弁でもお話していたように、今後いろいろ意見を聴きながらどのようなものがふさわしいかも含めまして検討してまいりたいと思います。そして皆様が喜んでもらえるような、また来たいと言ってもらえるようなものを整備できればと思っております。以上でございます。

議　　長　　小野寺豊君。

小野寺豊議員　結構広い面積ですので、交流物産等複合施設に隣接する付近だけでも、ほんの一部としても日陰になる所は伐採するとか、とにかく手を加えていけば、取得してよかったなということも目に見えて効果が出たなという感じもあると思いますので、よろしくお願いします。これは答弁はいりません。

議　　長　　ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第13号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第6、請願第3号「県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、高度医療機器の更新による機能の充実を求める請願」及び請願第4号「「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願」を会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。

議 長 請願第3号及び請願第4号は、総務教民常任委員会に付託しております。
ここで、総務教民常任委員長の報告を求めます。
総務教民常任委員長。

総務教民常任委員長 本委員会に付託された請願2件につきまして、その審査結果をご報告申し上げます。

はじめに、請願第3号「県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、高度医療機器の更新による機能の充実を求める請願」については、採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号「「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願」については、継続審査を要するものと決定いたしました。

以上のとおり、ご報告申し上げます。

議 長 請願第 3 号及び請願第 4 号の委員長報告が終わりました。
それでは、質疑・討論・採決を行います。

議 長 まず、請願第 3 号についての委員長報告に対し、質疑を許します。
質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
請願第 3 号に対する、委員長の報告は「採択すべきもの」であります。
本請願は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、請願第 3 号は、「採択」することに決定いたしました。

議 長 次に、請願第 4 号についての、委員長の閉会中の継続審査申し出に対し、質疑を許します。
質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
請願第 4 号に対する、委員長の申し出は「閉会中の継続審査」であります。
本請願は、委員長申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、請願第4号は「閉会中の継続審査」とすることに決定いたしました。

議 長 お諮りいたします。
ここで、暫時休憩いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、14時30分まで休憩いたします。
(休憩14時24分)

(再開14時26分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。

議 長 ここで、諸般の報告をいたします。
3番、中川大和議員から発議案第1号「県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、高度医療機器の更新による機能の充実を求める意見書の提出について」の提出がありました。

議 長 お諮りいたします。
発議案第1号を日程に追加し、「追加日程第1」として議題としたいと存じますが、これに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
発議案第1号を、議題とすることに決定いたしました。

議 長 追加日程第1、発議案第1号の提案理由の説明を求めます。
中川大和君。

中川大和議員　ただいま議題となりました、発議案について、その提案理由をご説明申し上げます。本発議案は、地方自治法第99条の規定により、岩手県に対し意見書を提出されたく、会議規則第13条の規定により意見書案を提出するものであります。

次に、意見書の内容についてご説明申し上げます。発議案第1号「県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、高度医療機器の更新による機能の充実を求める意見書の提出について」、議案の裏面の「意見書案」であります。新たな「県立病院等経営計画（素案）」では、県立久慈病院で受けることができた高度・専門治療や高度医療機器などの県立中央病院への集約等が計画され、久慈地域の患者や家族にとって、長距離・長時間の通院は大きな負担を強いることとなります。これらのことから、県立久慈病院の医師の確保、高度医療機器の充実等、岩手県に対し求めるものであります。

以上で発議案1件の説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議　長　提案理由の説明が終わりました。
それでは、質疑・討論・採決を行います。

議　長　発議案第1号に対する、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議　長　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議　長　討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
発議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議　長　ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議　長　以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

第6回野田村議会定例会に提出されました全ての案件が議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、本定例会はこれにて閉会いたします。

(閉会 14時30分)